

福岡市男女共同参画基本計画(第4次)(案)に対して  
寄せられた市民意見及び意見に対する考え方について

令和3年2月

福岡市男女共同参画審議会

福岡市男女共同参画基本計画(第4次)(案)のパブリック・コメントを令和2年11月5日から同年12月4日まで実施しました。

その結果、29人及び4団体から、合計で133件のご意見等を頂きました。

頂いたご意見及び意見に対する審議会の考え方を取りまとめ、福岡市男女共同参画基本計画(第4次)(案)のパブリック・コメント結果として公表いたします。

なお、提出されたご意見や要望等は、公表の便宜上、並び替えを行っております。

### 市民意見分類

|                    |           |      |     |
|--------------------|-----------|------|-----|
| 総数                 | 133       | (12) |     |
| 1 基本計画全般           | 1         | (0)  |     |
| 2 計画総論             | 53        | (4)  |     |
| (1) 計画策定にあたって      | 9         | (1)  |     |
| (2) 第4次基本計画の基本的考え方 | 44        | (3)  |     |
| 3 計画各論             | 79        | (8)  |     |
| (1) 基本目標1          | 24        | (1)  |     |
| (2) 基本目標2          | DV基本計画該当分 | 9    | (1) |
| (3) 基本目標2          | DV基本計画を除く | 15   | (3) |
| (4) 基本目標3          | 7         | (0)  |     |
| (5) 基本目標4          | 12        | (2)  |     |
| (6) 基本目標5          | 12        | (1)  |     |

※( )内はいただいたご意見を踏まえ、計画案を修正した件数

福岡市男女共同参画基本計画（第4次）原案 パブリック・コメント結果について

市民意見総数（29人・4団体／ 133件）

**凡例**  
 ①原案どおり ②記載あり ③修正

1. 基本計画全般

| 意見番号 | 頁 | 施策の方向 | 具体的施策 | 意見の要旨                              | 意見全文  | 意見に対する対応 | 意見に対する考え方   |
|------|---|-------|-------|------------------------------------|---|----------|---|
| 109  |   |       |       | 第4次計画策定にあたり、若い世代やDV等の当事者は関わっているのか。 | ・作成にあたって若い人達（20代～30代）や当事者（DV・セクハラ等）がかかわっているのでしょうか？そこは基本と思うのですが。 | ①        | 第4次計画の策定につきましては、各事業の参加者の声や、市政に関する意識調査等の結果を踏まえて計画案を作成し、パブリック・コメントにより幅広く市民に意見を求めています。 |

2. 計画総論（計画策定にあたって）

| 意見番号 | 頁      | 施策の方向 | 具体的施策 | 意見の要旨   | 意見全文   | 意見に対する対応 | 意見に対する考え方  |
|------|--------|-------|-------|---|--|----------|--|
| 50   | 9      |       |       | 第4次計画では、DV対策において加害者対策に力を入れることを明記すべきである。また、企業でのセクハラ・パワハラ加害者の矯正プログラムを市として行うべきではないか。 | 項目名（配偶者等からの暴力（DV）の防止や貧困などの困難を抱える女性への支援）<br>被害者支援と加害者対策は、DV対策の両輪です。片方だけでは成り立ちません。他国でもセットで行われています。これまで日本で軽視されたことへの反省を込めて、第四次基本計画で、加害者対策に福岡市として、本気で取り組むことを明記すべきだと考えます。<br>DV加害者だけでなく、企業でのセクハラ加害者、パワハラ加害者への矯正プログラムを市として引き受ける施設・人材・予算が必要です。すぐにできなくとも、予算をつけて、道筋をたて、試行することはできるはずで | ①        | DV加害者には自らがDV加害を行っている認識がないことが多いため、加害者が更生プログラムの受講に至るには、裁判所から加害者にプログラムの受講を命じる受講命令などの法的な枠組みの整備が必要だと思われます。<br>現在、我が国の裁判所命令は被害者の保護命令しかなく、受講命令の枠組みがないため、加害者対策については国による加害者更生プログラムの検討状況や法的な枠組みの整備などの動向を注視しながら、関係機関と連携した支援のあり方について検討してまいります。<br>また、職場におけるセクシュアル・ハラスメントの防止措置は従前より事業主に義務付けられており、またパワー・ハラスメント対策についても段階的に義務付けられることから、関係機関と連携し、社内方針の明確化や相談体制の整備など、企業への支援をしてまいります。 |
| 97   | 3      |       |       | 国内の社会情勢の変化に関する記述について、「困窮する方が増加する可能性もある」と記載があるが、すでに増加している現実があるのではないか。              | 項目名（国内の社会情勢の変化）<br>18行目～21行目<br>～失業などで生活に～困窮する方が増加する可能性もあるため、～<br>→すでに現実としてある  | ③        | ご意見を踏まえ、以下のとおり修正します。<br>P3の18行目～<br>特に、女性の就業者の多い非正規雇用、中でも宿泊、飲食サービス業等への影響が強く現れていることから、こうした方々の生活を支える「非常時」における支援が課題となっています。   |
| 98   | 3<br>4 |       |       | 「国等の動き」について、コロナ禍においてDVが増加している現実や背景を追記すべきではないか。                                    | 項目名（国等の動き）<br>法的な強化については書いてあるが、コロナ禍においてDVが増加している現実や背景についてはふれられていない。  | ②        | P33 13行目～記載あり  |
| 99   | 5      |       |       | 「③仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進」と「④子育て・介護支援の充実」は同じ項目で良いのではないか。                        | 項目名（主な取り組みと成果）<br>第3次では6項目であったがこの部分は7項目になっている。<br>「④子育て・介護支援の充実」が別項としてあげられている。<br>本来であれば「ワーク・ライフ・バランス」の項でよいと思うが何か意図があるのでしょうか？  | ①        | 「仕事と生活の調和の推進」及び「子育て・介護支援の充実」については、第3次基本計画において重点施策として取り組んでいることから、その成果を各々説明したものです。   |
| 100  | 5      |       |       | 市立高校、私立の学校、大学に関する男女平等教育及び男女混合名簿の推進はどうなっているのか。                                     | 項目名（男女平等教育の推進）<br>・市立高校・私学・大学についてはどうなっているのか？<br>・男女混合名簿についても中学校はやっと100%になりました（拍手）が高校、私学、大学は？   | ①        | 現在実施している中学生を対象とした出前講座（セミナー）を市立高校まで拡大することについては、高校のカリキュラムの都合上難しい状況です。また、市立高校のうち2校は男女混合名簿を採用しており、未採用の学校に対して働きかけを行っていく予定です。<br>私立の学校、大学における男女平等教育の重要性は理解しており、大学生等を対象に、男女共同参画に関する理解を深めるための啓発セミナーを実施してまいります。   |

| 意見番号 | 頁            | 施策の方向 | 具体的施策 | 意見の要旨  | 意見全文   | 意見に対する対応 | 意見に対する考え方  |
|------|--------------|-------|-------|--|--|----------|--|
| 101  | 5            |       |       | 「③仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進」の男性職員の育児休業取得率に関する記述を改めるべきではないか。    | 項目名（仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進）<br>最後の「21.4%となり、平成27年度の9%から大幅に増加しています」<br><br>→もともと低い！まだ5人に1人しかとれていない。もっとアクセルを踏むような表現に。                                 | ①        | 福岡市特定事業主行動計画に基づき男性職員の家事育児参画の促進に取り組んでおり、男性職員の育児休業取得率は増加傾向にありますが、引き続き、同計画に基づき取組みを行ってまいります。   |
| 102  | 7            |       |       | 「社会全体で見た場合の男女の地位が平等になっていると思う人の割合」が平成25年度より減少している原因分析をすべきではないか。 | 項目名（社会全体で見た場合の男女の地位が平等になっていると思う人の割合）<br>平成25年度の初期値から全体・女性・男性とも減少しているがその原因分析がなされていない。そこが今後重要では？   | ①        | 第2次、第3次の数値目標としていた「社会全体で見た場合の男女の地位の平等感」の数値は、福岡市だけではなく、あらゆる場面での男女共同参画が進んだ結果によって、はじめて成果が数値に反映される性格のものと考えております。そのため、福岡市という一都市で、5年間の計画において、成果を反映するのは困難と考えており、今後の長期的な参考指標として推移を見ていきたいと考えております。<br>なお、「平等」と回答した人の割合は減少しておりますが、一方で、「男性の方が優遇されている」「どちらかといえば男性が優遇されている」と回答した人の割合は、前回調査よりも5.3ポイント下がっており、平成15年度の調査以降、最も低い割合となっていることから、これまでの取組みの一定の成果は出ているものと考えております。 |
| 72   | 7<br> <br>10 |       |       | 意識改革の必要な課題は、年齢の早い時期からの教育実践が必要である。                              | 項目名（数値目標の達成状況、今後の課題）<br>数値化の結果に対しての(3)課題について<br>このような意識変革の必要な課題は、年齢の早い時期からの教育実践が「要」と思います。幼稚園（保育園）などケアする教員の納得できる研修の実践として、早い年齢の教育です。                     | ②        | P27「2 教育に携わる者への研修の充実」において、「保育所職員等」研修として、地域型保育事業所、幼稚園型認定こども園、公立保育所の保育士等を対象として、男女平等教育推進に向けた研修を実施しております。  |
| 115  | 10           |       |       | 男女共同参画課・女性活躍推進課のアミカスへの移転を疑問視する。                                | 項目名（推進体制上の課題）<br>事業の企画・立案など総合的な企画調整機能の強化は重要です。これらは男女共同参画課・女性活躍推進課が市長直属の部署と常に綿密な計画を練って欲しいと思うのですべてをアミカスに移すのは如何なものでしょう。アミカスは、強力な実践・指導等の拠点として強化することを期待します。 | ①        | 男女共同参画課及び女性活躍推進課のアミカスへの移転につきましては、各種事業を実施する場であり、市民の皆様が来館されるアミカスにおいて、総合的な企画調整機能を担う両課が、事業の実施状況やニーズを的確に把握することにより、関係部署との連携を図りながら、効果的な事業への改善や新たな事業の創出へとつなげるなど、今後の福岡市における男女共同参画を一層推進することを目的としたものです。<br>他部局との共働や連携、調整などにつきましては、市長を会長とする庁内の推進組織である、男女共同参画推進協議会により、効果的かつ総合的な施策の実施に努めるとともに、直接の面談、電話、メールなどに加え、Web会議も活用するなど一層の充実を図りながら、男女共同参画部一体となって、しっかりと取り組んでまいります。 |

2. 計画総論

| 意見番号 | 頁              | 施策の方向 | 具体的施策 | 意見の要旨                                      | 意見全文   | 意見に対する対応 | 意見に対する考え方   |
|------|----------------|-------|-------|--|--|----------|---|
| 78   | 11<br>12<br>13 |       |       | 国連の2030アジェンダの趣旨を踏まえ、SDGsに関する記述を変更すべきではないか。 | 項目名 (第4次基本計画的考え方-福岡市がめざす姿)<br>(意見)<br>男女共同参画社会の実現に向けてSDGsが取り上げられていることは良いと思います。国連の2030アジェンダの前文には、「ジェンダー平等と女性と女子のエンパワーメントは、2030アジェンダの根幹であり、全目標にジェンダー視点を主流化する」と書かれています。したがって「男女共同参画社会実現のために、ジェンダーの主流化を踏まえたSDGsの取り組みが重要です」と明記すべきです。  | ③        | ご意見を踏まえ、以下のとおり修正します。<br>P11の1行目～<br><br>平成27(2015)年の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」において、「持続可能な開発目標(SDGs)」の目標5に「ジェンダーの平等を達成し、すべての女性及び女児のエンパワーメントを行う」ことが掲げられるとともに、アジェンダの実施において、ジェンダーの視点を主流化していくことは不可欠であるとされています。                                   |
| 19   | 11<br>13       |       |       |  | 項目名 (第4次基本計画の基本的考え方-福岡市がめざす姿)<br>(意見)<br>SDGsが取り上げられていることは評価したい。国連の2030アジェンダについては、目標5の「ジェンダー平等と女子のエンパワーメント」だけではなく、前文や宣言でジェンダー平等が17目標すべての実現に貢献し、アジェンダの実施にジェンダー主流化が不可欠であると謳われていることに注目すべきではないか。したがって13ページに福岡市総合計画の中で取り組んでいますと言っているだけなので、「男女共同参画社会実現のために、ジェンダーの主流化を踏まえたSDGsの取り組みが重要です」と書くべきではないか | ③        |   |
| 47   | 12             |       |       | 第3次計画同様、地域活動を一つの基本目標として位置づけてほしい。           | 項目名 (福岡市が目指す男女共同参画社会)<br>計画第3次では、基本目標⑥として地域活動があげられていましたので、これまで⑥を中心に学習しながら進めてきました。第4次では基本目標①の中に3.として位置づけられていますが、それぞれの校区で何かと広げることの難しさを感じながら活動している私達にとっては、やはり「地域」は1つの大きな目標として位置づけてほしいと思います。   | ①        | 第4次計画については、男女共同参画の意識啓発が実践につながるよう、ライフステージに合わせた男女平等教育や地域における男女共同参画の推進を一体的に取り組んでまいりたいとの考え方から、第3次計画における、基本目標1「男女平等意識が浸透した社会を目指します」と6「地域において男女が共に支えあい、安全・安心で住みよい地域社会を目指します」を整理しております。引き続き「地域における男女共同意識の浸透と活動支援」については重点的に取り組む施策とし、関係機関や地域などと連携して進めてまいります。 |

| 意見番号 | 頁  | 施策の方向 | 具体的施策 | 意見の要旨  | 意見全文  | 意見に対する対応 | 意見に対する考え方  |
|------|----|-------|-------|--|---|----------|--|
| 51   | 12 |       |       | 基本目標2の内容に関する記載がわかりにくいので、「あらゆる暴力が根絶されるよう、被害者支援や加害者対策に取組み」と変更してはどうか。 | 項目名（あらゆる暴力が根絶されるとともに、誰もが安心して暮らせる社会）<br>「配偶者からの暴力、セクシュアル・ハラスメント、性犯罪など、あらゆる暴力が根絶されるよう、被害者支援や加害者対策に取り組み、貧困、高齢、障がい等により困難を抱える人が安心して暮らせる社会を目指します。」の方がいいと考えます。<br>(理由)<br>内容がわかりにくいです。他の項目は、主体的にやれることですが、暴力を受けないこと（被害者にならないこと）は主体的にやれることではありません。   | ①        | 基本目標2については、配偶者からの暴力、セクシュアル・ハラスメント、性犯罪などの暴力について、暴力が起きてしまった後の対応だけでなく、暴力の未然防止に取り組むことが目標であるとして整理しております。<br>上記の目標に主体的に取り組むため、今後も暴力防止の広報・啓発を進めてまいります。                                    |
| 52   | 12 |       |       | 基本目標5の内容に関する記載について、「意思決定にかかわる全員が」と追記してはどうか。                        | 項目名（あらゆる意思決定過程に男女が共に参画する多様性に富んだ社会）<br>「市の審議会等委員、市役所の管理職などの女性比率が一層高まり、市の政策・方針決定に男女が共に参画するとともに、地域においては、諸団体の長への女性の就任が進み、意思決定にかかわる全員が男女共同参画の視点を持って、無身近な暮らしの場での地域課題の解決に取り組むことにより、様々な立場を考慮した政策などの立案・実施が可能になる社会を目指します。」の方がいいと考えます。<br>(理由)<br>女性の割合が増えるだけでは不十分です。ジェンダーギャップ指数153か国中121位の状態で市民の意見を代表して意思決定されれば、男女共同参画にとって逆進性の高い決定になってしまいます。意思決定にかかわる全員が、男女共同参画の視点をもつ必要があります。男女共同参画の視点をもって行動できることが、意思決定機関に入る資格にする必要があります。 | ②        | 基本目標1「あらゆる年代・性別で男女共同参画意識が浸透した社会」において、ライフステージに応じた啓発や、地域における男女共同参画意識の浸透と活動支援に取り組むこととしております。<br>基本目標5については、市の政策・方針決定過程に男女がともに参画するための施策として、審議会等委員や市役所の女性管理職、地域の諸団体の長等への女性の登用を促進するものです。 |
| 79   | 13 |       |       | 第4次基本計画の位置づけの中に、「福岡県性暴力根絶条例（略称）」に基づく施策を実施することを明記してほしい。             | 項目名（第4次基本計画の位置づけ）<br>(意見)<br>(3)を「DV防止法」および「福岡県における性暴力を根絶し、性暴力から県民を守るための条例」との関連に表題を変更し、DV防止法だけでなく、平成31(2019)年3月に公布され、2020年5月に全面施行された「福岡県性暴力根絶条例（略称）」に基づく施策を実施することを明記します。  | ①        | 当項目については、上位計画である「福岡市総合計画」と、法律に基づいた計画である「福岡市配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画」「福岡市働く女性の活躍推進計画」との関連を記載しているものです。   |
| 103  | 14 |       |       | 国立女性会館の男女共同参画セミナーへの参加者が少ない。  | 項目名（男女共同参画推進センター等からの啓発・学習の全市的展開）<br>(6)男女共同参画に関する調査・研究<br>毎年国立女性会館(埼玉、NWE C)において男女共同参画セミナーが行われています。これまで3回参加していますが、福岡からの参加が少ない。行政関係者・担当職員は参加されているのでしょうか？できればチームとして参加し、交流・発信したい。  | ①        | 国立女性会館(NWE C)の男女共同参画セミナーには、これまでも男女共同参画部の職員が参加しております。<br>チームとしての参加につきましては、各区や七区男女共同参画協議会に意見を伺ってまいります。   |

| 意見番号 | 頁        | 施策の方向 | 具体的施策 | 意見の要旨                                  | 意見全文   | 意見に対する対応 | 意見に対する考え方   |
|------|----------|-------|-------|--|--|----------|---|
| 53   | 14       |       |       | DVにおいても、セクハラにおいても、加害者をケアする仕組みが必要ではないか。 | <p>項目名（あらゆる暴力が根絶されるとともに、誰もが安心して暮らせる社会）</p> <p>DVにおいても、セクシュアル・ハラスメントにおいても、加害者対策に触れられていません。双方に加害者対策についての項目が必要です。</p> <p>どちらについても言えますが、法律で罰を受けるのは、極々少数です。被害者が勇気をもって告発しても、ほとんど野放しになります。特定された加害者をケアする仕組みが必要です。</p>  | ①        | <p>DVにおいては、DV加害者に自らがDV加害を行っている認識がないことが多いため、加害者がケアを受けるに至るには、裁判所から加害者にプログラムの受講を命じる受講命令などの法的な枠組みの整備が必要だと思われます。</p> <p>現在、我が国の裁判所命令は被害者の保護命令しかなく、受講命令の枠組みがないため、加害者対策については国による加害者更生プログラムの検討状況や法的な枠組みの整備などの動向を注視しながら、関係機関と連携した支援のあり方について検討してまいります。</p> <p>また、職場におけるセクシュアル・ハラスメントの防止措置は事業主に義務付けられていることから、関係機関と連携し、社内方針の明確化や相談体制の整備など、企業への支援をしてまいります。</p> |
| 104  | 14       |       |       | DVについて、加害者に対する取り組みが必要ではないか。            | <p>項目名（基本目標2）</p> <p>DVについて、被害者に対する様々な取組はあるが、「加害者に対する更生への取り組み」が必要ではないか。</p> <p>全国には「加害者更生プログラム」を実施している自治体・団体がある。</p>   | ①        | <p>DV加害者には自らがDV加害を行っている認識がないことが多いため、加害者が更生プログラムの受講に至るには、裁判所から加害者にプログラムの受講を命じる受講命令などの法的な枠組みの整備が必要だと思われます。</p> <p>現在、我が国の裁判所命令は被害者の保護命令しかなく、受講命令の枠組みがないため、加害者対策については国による加害者更生プログラムの検討状況や法的な枠組みの整備などの動向を注視しながら、関係機関と連携した支援のあり方について検討してまいります。</p>   |
| 80   | 14<br>27 |       |       | 第3次計画にあった「大学との連携」を事業として記載してほしい。        | <p>項目名（基本計画 体系図）<br/>（意見）</p> <p>第2次、第3次にあった大学との連携が無くなっています。（基本目標1-2-(8) ジェンダー平等を達成するためには、大学生等若者への啓発・学習が重要です。</p> <p>27頁にある大学生向け啓発セミナーだけでは不十分です。福岡市には大学も多く、大学によってはジェンダー平等に向けた取り組みも実施されているようです。将来にわたって政治的決定の影響を最も大きく受けるのは若者ですが日本の若者の投票率は諸外国に比べたら非常に低い状況です。若者の意識改革、ジェンダー平等へ向けたエンパワーメントのためにも大学との連携を項目として復活させるよう要望します。</p> | ①        | <p>第4次計画においては、P27「1 学校教育における男女平等教育の推進」において、企業やNPO等多様な主体と連携しながら広く大学生等若年世代を対象とした啓発セミナーを実施することとしております。また、P23「(3) 多様な主体との連携・共働」の連携先として教育機関が含まれており、必要に応じて、大学とも連携して実施することとしております。</p>   |



| 意見番号 | 頁  | 施策の方向 | 具体的施策 | 意見の要旨   | 意見全文  | 意見に対する対応 | 意見に対する考え方   |
|------|----|-------|-------|---|---|----------|---|
| 81   | 15 |       |       | 「雇用の分野における男女平等」を目標に掲げるべきではないか。  | 項目名（働く場での女性活躍の推進）<br>（意見）<br>2次計画にあった「雇用の分野における男女の均等な機会と待遇の確保・企業等への広報・啓発」が3次計画から、「企業における女性活躍の推進」に変わっています。実態調査では非正規雇用が増え、19ページの参考指標でも職場における男女の平等感、平等と感じている女性の割合はわずか17.3%です。職場における男女平等は進んでいないことが推測されます。4次計画では女性活躍の基礎である「雇用の分野における男女平等」を目標に掲げ、企業への取り組みをきちんと打ち出すべきだと思います。 | ①        | 「雇用の分野における男女平等」については、参考指標として「職場における男女の平等感」を設定し、働く場での女性活躍が進むよう、意識啓発や環境整備に努めてまいります。   |
| 31   | 16 |       |       | コロナ禍でのDV被害防止のため、対策の充実を求める。  | 項目名（配偶者等からの暴力被害者の支援及び暴力の未然防止）<br>（意見）<br>・コロナ禍で配偶者からの暴力被害が増えている。相談するだけではDVは止まらない。加害者の強制的な教育が必要。<br>・若年層への性教育も必要と感じる。  | ①        | 性教育は、学習指導要領に基づき、性に関して正しく理解し、適切な行動をとれるようにすることを目的に、学校教育活動全体を通して指導しております。<br>DV加害者には自らがDV加害を行っている認識がないことが多いため、加害者が更生プログラムの受講に至るには、裁判所から加害者にプログラムの受講を命じる受講命令などの法的な枠組みの整備が必要だと思われます。<br>現在、我が国の裁判所命令は被害者の保護命令しかなく、受講命令の枠組みがないため、加害者対策については国による加害者更生プログラムの検討状況や法的な枠組みの整備などの動向を注視しながら、関係機関と連携した支援のあり方について検討してまいります。  |
| 54   | 16 |       |       | 重点的に取り組む施策の項目名称を「配偶者等からの暴力被害者の支援及び暴力の防止」へ変更してはどうか。暴力の未然防止だけでなく、既存の暴力を防止するために加害者対策がされるべきである。 | 項目名（配偶者等からの暴力被害者の支援及び暴力の未然防止）<br>①項目名についてですが、「配偶者等からの暴力被害者の支援及び暴力の防止」の方がいいと考えます。福岡市が目指す男女共同参画社会の基本目標2には、「あらゆる暴力が根絶されるとともに」とあるので、「暴力の未然防止」でなく、「暴力の防止」とすべきです。肝心なのは加害者対策であり、被害者の支援と、暴力の未然防止だけでなく、既存の暴力を抑止する対策がなければなりません。   | ①        | 基本目標2の施策の方向1については、配偶者等からの暴力を根絶するために、暴力が起きてしまった後の対応だけでなく、暴力の未然防止に取り組むことが目標であるとして整理しております。<br>既存の暴力を抑止する対策として言及されている加害者対策については、DV加害者には自らがDV加害を行っている認識がないことが多いため、加害者が更生プログラムの受講に至るには、裁判所から加害者にプログラムの受講を命じる受講命令などの法的な枠組みの整備が必要だと思われます。<br>現在、我が国の裁判所命令は被害者の保護命令しかなく、受講命令の枠組みがないため、加害者対策については国による加害者更生プログラムの検討状況や法的な枠組みの整備などの動向を注視しながら、関係機関と連携した支援のあり方について検討してまいります。 |

| 意見番号 | 頁        | 施策の方向 | 具体的施策 | 意見の要旨  | 意見全文  | 意見に対する対応 | 意見に対する考え方   |
|------|----------|-------|-------|--|---|----------|---|
| 55   | 16       |       |       | 「被害者の立場に立ち、相談対応から保護・自立まで切れ目のない支援を進めるために」より「被害者の立場に立ち、相談対応から保護・自立、加害者対策など多様なニーズに応えるために」という記載の方が良いのではないかと。 | 項目名（配偶者等からの暴力被害者の支援及び暴力の未然防止）<br>②「被害者の立場に立ち、相談対応から保護・自立まで切れ目のない支援を進めるために」より「被害者の立場に立ち、相談対応から保護・自立、加害者対策など多様なニーズに応えるために」の方がいいと考えます。<br>相談者は初めに、「夫の暴力を止めてください（＝加害者対策）」とニーズを伝えたはずですが、それに応えず、相談から保護・自立（＝別居・離婚至るのが正しい筋道であり、被害者のニーズだと考えるなら、被害者の立場に立っているとは言えません。被害者を理解していません。<br>女性の約3人に1人は配偶者から被害を受けたことがあり、約10人に1人は何度も受けていると言います。被害者たちが全員別居・離婚に至ることは非現実的です。ニーズに応える施策が必要です。 | ①        | 被害者のニーズに応える施策として言及されている加害者対策については、DV加害者には自らがDV加害を行っている認識がないことが多いため、加害者が更生プログラムの受講に至るには、裁判所から加害者にプログラムの受講を命じる受講命令などの法的な枠組みの整備が必要だと思われる。<br>現在、我が国の裁判所命令は被害者の保護命令しかなく、受講命令の枠組みがないため、加害者対策については国による加害者更生プログラムの検討状況や法的な枠組みの整備などの動向を注視しながら、関係機関と連携した支援のあり方について検討してまいります。 |
| 56   | 16       |       |       | 有効性のある加害者対策をしてほしい。   | 項目名（配偶者等からの暴力被害者の支援及び暴力の未然防止）<br>③「関係機関と連携して配偶者からの暴力防止に関する施策の一層の充実・強化に努めます。」というの望むところですが、具体的にどういう関係機関とどんな有効的な施策をしているのか、ここまで読み進んでも不明瞭です。警察・病院・相談施設等で加害者が特定されても加害者を矯正する手立てがないというのが現状です。有効性のある加害者対策が必要です。  | ①        | 加害者対策については、DV加害者には自らがDV加害を行っている認識がないことが多いため、加害者が更生プログラムの受講に至るには、裁判所から加害者にプログラムの受講を命じる受講命令などの法的な枠組みの整備が必要だと思われる。<br>現在、我が国の裁判所命令は被害者の保護命令しかなく、受講命令の枠組みがないため、加害者対策については国による加害者更生プログラムの検討状況や法的な枠組みの整備などの動向を注視しながら、関係機関と連携した支援のあり方について検討してまいります。                        |
| 61   | 16<br>21 |       |       | 第4次計画の本文中の「共感」という言葉に違和感を感じる。変わる必要がある人々の共感を得ることではなく、被害者が共感できる内容であるかということが肝要ではないかと。                        | 「共感」という言葉に違和感を感じます。変わる必要がある人々の共感を得る必要はなく、自分のアンコンシャスバイアスに気づける内容であればいいと考えます。加害者向けの講座や自助グループでも同じですが、出席者が共感できるか、でなく、被害者が共感できる内容であるかということが肝要だと考えます。  | ①        | 男女共同参画に無関心な人への意識啓発に加え、意識の変化が行動の変容につながるよう、就職、結婚、出産などの各ライフステージにおいて、男女共同参画について共感を得られる実効力のある啓発等を行うことが必要であると考えており、「共感」という表現にしております。  |
| 71   | 18       |       |       | 企業、市の女性管理職率や参画率の5年毎の経年変化を掲載してほしい。  | 企業、市の女性管理職率や参画率が上がっていることはすばらしいと思います。<br>こちらの方も、やはり、5年毎の経年変化がみたいです。  | ②        | P8に、管理職比率や審議会等委員への女性の参画率等について、初期値と現状値として5カ年での比較を記載しております。   |
| 125  | 18       |       |       | 「数値目標の達成状況」について、国の女性管理職比率の目標値も併記してほしい。   | 項目名（数値目標）<br>P8、第3次の女性管理職比率は達成したとはいえ目標があまりにも低いのでは！<br>現状値から出発した目標値だと思うが、国は30%を目指していたのでは？<br>国の目標値と達成率も併記してほしい。  | ①        | 目標値については、計画期間中に達成すべき目標として、これまでの取組み状況や現状を踏まえて設定したものです。<br>国の目標値等の併記については、目標値の対象が異なるなど一概に比較することが困難なことから、福岡市のみの数値を表記することとしております。   |

| 意見番号 | 頁        | 施策の方向 | 具体的施策 | 意見の要旨  | 意見全文  | 意見に対する対応 | 意見に対する考え方  |
|------|----------|-------|-------|--|---|----------|--|
| 20   | 18<br>19 |       |       | 数値目標を具体的な目標にしてほしい。また目標値が低すぎるのではないか。  | 項目名（数値目標及び参考指標）<br>（意見）<br>数値目標はできるだけ具体的で、実現を目指せる目標値とすべきであり、基本目標4、5の数値目標や基本目標3、5の参考指標（こちらは現状値しか書かれていないが）に掲げられているような目標値を設定した方が良いと思う。基本目標の1～3で掲げられている目標値（認知度や理解度）は抽象的で数値目標としてはなじまないと思う。また、目標値が低すぎるのではないかと。なかなか男女平等が進まないのは、目標値を平等に近づけ、思い切った施策がなされてこなかったからではないかと思う。   | ①        | 第4次計画では、取組みの達成度をより明確に把握するため、基本目標ごとに数値目標を設定することとしております。基本目標1～3については、様々な施策を組み入れた対象の広い目標となっており、目標全体の進捗状況を確認するにあたっては、ある程度抽象的な数値目標が適切と考えております。<br>また、目標値については、計画期間中に達成すべき目標として、これまでの取組み状況や現状を踏まえて設定しております。  |
| 82   | 18<br>19 |       |       | 数値目標と参考指標の基準や区別がわからない。また、目標値が低すぎるものや、有効な指標ではないものがあるのではないかと。                        | 項目名（数値目標及び参考指標）<br>（意見）<br>数値目標と参考指標の基準や区別が分かりません。数値目標は計画を実行するための目標値とすべきです。男女別データは必要ですが、男女の固定的な役割分担意識は年代によって大きな差があるので、年代を無視した目標値や現状を示してもあまり意味がないと思います。基本目標の1～3で掲げられている目標値（認知度や理解度）は抽象的で数値目標とするのは不相当だと思います。また、4、5の管理職比率は国が2020年までに達成を目指していた30%にもおよばない低すぎる目標値で納得できません。<br>19頁の基本目標3の企業における男性の育児休業取得率5.1%に対し、市役所における男性の育児休業等取得率は21.4%になっていますが、市役所の数字は、育児休業、部分休業、育児短時間勤務のいずれかを取得した男性職員の割合と書かれており、育児休業の取得率ではありません。ここでは育児休業のみの取得率を書かなければ企業や他都市との比較はできません。<br>また、地域における諸団体の長への女性就任率について平均値22.3%はあまり意味がないと思います。なぜなら62頁の地域における諸団体の長への女性の参画状況を見ると、自治協議会7.3%、小学校PTA6.9%、中学校PTA1.5%ととても低いものと民生委員児童委員のように71.2%で片方（女性）の性に偏りすぎているものとの格差があるからです。<br>公民館長は、28.6%になっていますが、区によってかなりのばらつきがあります。出てきた調査結果を詳細に分析した上で改善する施策につなげていく事が大事だと思います。 | ①        | 数値目標については、基本目標ごとの施策の達成状況を把握するために設定しており、参考指標については、計画の進捗状況を検証・評価していく際の基準となる指標とするために設定しているものです。目標値については、計画期間中に達成すべき目標として、これまでの取組み状況や現状を踏まえて設定したものです。<br>男性の育児休業取得率につきましては、令和元年度が20.2%となっております。計画の改定にあわせ、男性の育児休業取得率を参考数値として掲載することとしています。<br>地域における諸団体の長への女性の就任比率につきましては、第1次基本計画より地域における女性の参画状況を示す参考指標としているものであり、第4次においても引き続き設定しております。なお、年次報告書において団体ごとに参画率を公表しております。<br>男女共同参画社会の実現に向けた取組みは、中長期的に取り組む必要があると考えておりますので、引き続き、各種調査結果等から現状把握に努め、問題点を分析し、改善できるよう取組みを進めてまいります。 |
| 70   | 19       |       |       | 計画の進捗状況について、5年毎の経年変化を示してほしい。特に、地域における諸団体の長への女性就任率を5年前と比較してほしい。また、市としての目標値を設定してほしい。 | 項目名（数値目標及び参考指標）<br>計画の進捗状況を書くのであれば5年毎の経年変化を示してほしい。アンケート結果だけで終わっている。<br>特に5. 地域における諸団体の長への女性就任率22.3%とは、どのくらい良くなっているのか、5年前と比べたいです。<br>また、市としての目標値を設定してほしい。（行政からの働きかけととらえたいので）   | ②        | 第3次計画の数値目標の初期値・現状値はP7～8に記載しております。また、地域における諸団体の長への女性の参画状況については、平成27年度から令和2年度までの推移をP62に記載しております。<br>地域における諸団体の長への女性の就任率は、基本目標5の参考指標として推移を見ていくこととしております。今後とも女性リーダーの育成など、地域における男女共同参画の推進に取り組んでまいります。   |

| 意見番号 | 頁  | 施策の方向 | 具体的施策 | 意見の要旨   | 意見全文   | 意見に対する対応 | 意見に対する考え方   |
|------|----|-------|-------|---|--|----------|---|
| 17   | 21 |       |       | <p>拠点施設「男女共同参画推進センター・アミカス」の役割に関する記述について、「ウ 市民グループの育成・支援」の部分に第3次計画同様「NPO等」も記述すべきでないか。</p> <p>また、第3次計画にあった「市民グループ活動支援事業」に関する記述もなくなっているが、事業を存続してほしい。</p> | <p>項目名（市民グループの育成・支援）<br/>2点の修正を求めます。</p> <p>1 第3次基本計画では、「市民グループ、NPO等の育成・支援」となっていますが、第4次素案では、NPO等が削除され「市民グループの育成・支援」に変えられています。市民の多様な活動内容や専門性に対応する組織をカバーするものとして第3次計画同様、「市民グループ、NPO等の育成・支援」とすること。</p> <p>2 第4次計画素案では、第3次計画の以下の計画内容が削除されています。すなわち、「『市民グループ支援活動事業』として、市民グループ、NPO等による第3次基本計画の基本目標に沿う企画の実施に対し、経済的支援や会場の提供、広報協力、専門的立場からの助言等を行います」</p> <p>アミカスの「市民グループ支援活動事業」は、これまで基本計画の内容に沿った多くの市民グループやNPO等の活動の活性化を促してきました。さらにグループ間の交流や情報の共有、活動の連携などにも大きな役割を果たしてきており、取り上げる課題の先進性により全国からの参加者やマスコミの注目も受けてきております。</p> <p>したがって拠点施設としてアミカスのレベルアップを図るためには「市民グループ支援活動事業」を止めてしまうことではなく、反対にこれまでの事業を検証し、事業のさらなる強化・拡充に向けた検討が必要であると考えます。</p> <p>「市民グループ支援活動事業」の存続を求めます。</p> | ③        | <p>1 「市民グループの育成・支援」についてはNPO等も含めた趣旨で記載しておりましたが、NPO等も含まれることを明確化するため、ご意見を踏まえ下記のとおり修正します。</p> <p>P21の28行目～<br/>ウ 市民グループ、NPO等の育成・支援<br/>男女共同参画のまちづくりや男性の家事・育児への参画促進、女性の活躍推進など、市民グループ等の専門性を活かし、男女共同参画の機運を醸成する活動に対して、経済的支援、広報への協力などを行います。</p> <p>また、市民グループ等相互のネットワークづくりや情報交換、交流の機会提供に努めます。</p> <p>2 「男女共同参画の機運を醸成する活動に対して、経済的支援、広報への協力などを行います」と記載しているとおおり、本文中に個別の事業名は記載しておりませんが、「市民グループ活動支援事業」は継続して実施予定としています。</p> |
| 105  | 21 |       |       | <p>アミカスにおいて、ネットワークづくりや情報交換、交流の機会提供があまり行われていない。</p>  | <p>項目名（市民グループの育成・支援）<br/>ネットワークづくりや情報交換、交流の機会提供があまり行われていない。</p>  | ①        | <p>市民グループ活動支援事業の参加グループ及び、アミカスネット登録団体を対象にした交流会を開き、ネットワークづくりや情報交換を行う機会を設けております。今後とも交流の機会創出に努めてまいります。</p>  |

| 意見番号 | 頁  | 施策の方向 | 具体的施策 | 意見の要旨   | 意見全文  | 意見に対する対応 | 意見に対する考え方  |
|------|----|-------|-------|---|---|----------|--|
| 18   | 22 |       |       | <p>男女共同参画課及び女性活躍推進課のアミカスへの移転は見直すべきである。両課とアミカスの果たす役割は異なる。両課は本庁舎内で男女共同参画の推進を図っていくべきであり、アミカスの機能強化は別の方策で検討すべきである。</p> | <p>項目名（総合的な企画調整機能）<br/>第4次計画素案では第3次計画に無かった「キ 総合的な企画調整機能」が加えられており、その理由として「より効果的・効率的な事業の企画・立案をはじめとする総合的な企画調整機能を一層強化するため、企画立案部門である男女共同参画課、女性活躍推進課をアミカスに移転する」と記されています。<br/>しかし男女共同参画課・女性活躍推進課（以下両課と略記する）とアミカスの果たす役割は異なります。<br/>両課は、福岡市のあらゆる施策が男女共同参画の視点を持って推進されるように、福岡市男女共同参画基本計画に基づき企画立案、調整し、総合的な見地から諸施策を着実に推進していく推進本部という重要な役割があります。両課が庁内にあってこそ、他部局との共働が緊密に行われ機動的な連携が図られ、他部局の実施する施策に企画立案の段階から男女共同参画の視点を取り入れることができます。また、市庁内においても、審議会等への女性の登用促進、市職員のワーク・ライフ・バランス、市女性職員の管理職等への登用促進、男女共同参画に関する職員研修の実施、ジェンダーの視点による市刊行物のチェックなど、男女共同参画の推進が図られていきます。<br/>他方アミカスは福岡市男女共同参画を推進する条例第25条に「市が男女共同参画の推進に関する施策を実施し、及び市民等による取り組みを支援するための拠点施設」と定められ、また、福岡市男女共同参画推進センター条例第5条では、研修や相談、資料の備え等、市民への支援を事業として定めています。このように、市庁内に横断的に関わって総合的な企画・調整機能を役割とする両課とは役割が異なります。アミカスのレベルアップをはかるためには、これまでの事業のありかたを検証し、業績を上げている全国のセンターの事業を取り入れ、館長をジェンダー関連の専門家とするなど方策が必要であると考えられます。<br/>国では内閣府に男女共同参画局を置いて男女共同参画推進の強化を図っています。福岡市も国に倣って、男女共同参画課並びに女性活躍推進課は市長に近い部局に置き、「アジアのリーダー都市」にふさわしく、市長のリーダーシップの下、国連が提唱する「持続可能な開発目標」（SDGs）の、特に第5目標の「ジェンダー平等」に向けた先進的取り組みを期待します。両課を本庁から切り離しアミカスに移転することは、アミカスのレベルアップにつながるものではなく、むしろ福岡市の男女共同参画推進の後退であり、ジェンダー主流化へ向かう世界の流れに逆行するものと危惧しています。<br/>私どもは、移転の見直しを強く要望致します。</p> | ①        | <p>男女共同参画課及び女性活躍推進課のアミカスへの移転につきましては、各種事業を実施する場であり、市民団体の皆様が来館されるアミカスにおいて、総合的な企画調整機能を担う両課が、事業の実施状況やニーズを的確に把握することにより、関係部署との連携などの下、効果的な事業への改善や新たな事業の創出へとつなげるなど、今後の福岡市における男女共同参画を一層推進することを目的としたものです。<br/>他部局との共働や連携、調整などにつきましては、これまで通り直接の面談、電話、メールなどに加え、Web会議なども活用し、一層の充実を図りながらしっかりと取り組んでまいります。</p> |
| 21   | 22 |       |       | <p>男女共同参画推進の主管課をアミカスに移転するべきではない。</p>  | <p>項目名（総合的な企画調整機能）<br/>（意見）<br/>アミカスの総合的な企画調整機能の強化には賛成する。しかし、主管課のアミカスへの移転は拠点施設の強化に資するというより、ジェンダー主流化を進め、条例に基づく男女共同参画基本計画を総合的に効率的に推進することを妨げるのではないかと懸念する。本来、国の男女共同参画局が内閣府に置かれているように、男女共同参画推進の主管課は、福岡市政全般に影響のある部署に置かれるべきだ。本庁舎から施設に移転することは考えられない。</p>  | ①        |  |

| 意見番号 | 頁  | 施策の方向 | 具体的施策 | 意見の要旨  | 意見全文  | 意見に対する対応 | 意見に対する考え方  |
|------|----|-------|-------|--|---|----------|--|
| 32   | 22 |       |       | 男女共同参画課・女性活躍推進課のアミカスへの移転は、アミカスのレベルアップにならない。          | 項目名（総合的な企画調整機能）<br>（意見）<br>男女共同参画課・女性活躍推進課のアミカスへの移転は、他の部署との連携ができなくなりレベルアップにならない。外部の専門家を館長におくべきだ。  | ①        | 男女共同参画課及び女性活躍推進課のアミカスへの移転につきましては、各種事業を実施する場であり、市民団体の皆様が来館されるアミカスにおいて、総合的な企画調整機能を担う両課が、事業の実施状況やニーズを的確に把握することにより、関係部署との連携などの下、効果的な事業への改善や新たな事業の創出へとつなげるなど、今後の福岡市における男女共同参画を一層推進することを目的としたものです。 |
| 34   | 22 |       |       | 男女共同参画推進の主管課をアミカスに移転すべきではない。アミカスの機能強化は別の方策で検討すべきである。 | 項目名（総合的な企画調整機能）<br>（意見）<br>アミカスの総合的な企画調整機能の強化には賛成です。しかし、計画案に書かれているように主管課を本庁舎からアミカスへ移転することには反対です。移転は拠点施設の強化に資するというより逆に、ジェンダー主流化を進め、条例に基づく男女共同参画基本計画を総合的に推進することを妨げるのではないかと懸念します。本来、国の男女共同参画局が内閣府に置かれているように、男女共同参画推進の主管課は、福岡市政全般に影響のある部署に置かれるべきだと思います。国連は、ジェンダー主流化を進めるために、各国にナショナルマシーナリーの設置を提唱し、日本でも内閣府に男女共同参画局を設置して女子差別撤廃条約に基づくジェンダー平等社会の実現に取り組んでいるところです。当市において男女共同参画推進の主管部署を本庁舎から施設に移転することは世界の流れに逆行しているのではないのでしょうか。アミカスの機能強化のためには別の手立て、例えば「館長に専門家を置く」、「研究機能を高め、国内国際情報の収集・研究・発信などを強化する」、「NPO等市民グループと共働して、長期的体系的な人材育成に取り組む」等が必要だと思います。 | ①        | 他部局との共働や連携、調整などにつきましては、これまで通り直接の面談、電話、メールなどに加え、Web会議なども活用し、一層の充実を図りながらしっかりと取り組んでまいります。   |
| 48   | 22 |       |       | 男女共同参画課及び女性活躍推進課のアミカスへの移転に反対である。                     | 項目名（総合的な企画調整機能）<br>男女共同参画課・女性活躍推進課をアミカスに移転するという件ですが、移転には反対です。男女共同参画課・女性活躍推進課は本庁内においてこそ他部局と連携しながら市政全般においてジェンダー平等を実現できると考えます。また市長の身近な場所において常に市政運営の基盤に据えていただくことが私たちの願いです。アミカスとは役割が違うはずで。   | ①        |  |

| 意見番号 | 頁  | 施策の方向 | 具体的施策 | 意見の要旨  | 意見全文   | 意見に対する対応 | 意見に対する考え方   |
|------|----|-------|-------|--|--|----------|---|
| 63   | 22 |       |       | 男女共同参画課及び女性活躍推進課は従前通り市役所本庁舎内におかれるべきである。          | <p>項目名（総合的な企画調整機能）</p> <p>「総合的な企画調整機能をいっそう強化するため、企画立案部門である男女共同参画課、女性活躍推進課をアミカスに移転するなど」とありますが、国の『市町村男女共同参画計画の策定の手引き』にも「男女共同参画社会の形成の促進に関する施策は広範な行政領域にわたり、部局間調整が重要となることから、これを効果的に行えるような部局に担当部署を位置づけることが望まれます」とある通り、他部署との調整を綿密に行うため、また、福岡市市内での男女共同参画および女性活躍を推進するためにも、担当課は従来通り市役所内におかれるべきだと考えます。</p> <p>男女共同参画部局を首長に近い企画調整部門に位置づけることがジェンダー主流化において重要であることは基本法が制定された当初から強調されてきたことであり、市役所から地理的に離れた場所に担当課を設置することは、福岡市は男女共同参画の理念に対する理解が欠けているという外部に対するメッセージになってしまいかねないと懸念します。</p> | ①        | <p>男女共同参画課及び女性活躍推進課のアミカスへの移転につきましては、各種事業を実施する場であり、市民の皆様が来館されるアミカスにおいて、総合的な企画調整機能を担う両課が、事業の実施状況やニーズを的確に把握することにより、関係部署との連携を図りながら、効果的な事業への改善や新たな事業の創出へとつなげるなど、今後の福岡市における男女共同参画を一層推進することを目的としたものです。</p> <p>他部局との共働や連携、調整などにつきましては、市長を会長とする庁内の推進組織である、男女共同参画推進協議会により、効果的かつ総合的な施策の実施に努めるとともに、直接の面談、電話、メールなどに加え、Web会議も活用するなど一層の充実を図りながら、男女共同参画部一体となって、しっかりと取り組んでまいります。</p> |
| 67   | 22 |       |       | 男女共同参画の拠点をアミカスに移転することに反対である。                     | <p>項目名（総合的な企画調整機能）</p> <p>男女共同参画の拠点をアミカスに移転することに全面的に反対します。アミカスは設立以来、本問題に対してその威力を発揮し「風は西から流れる」と言わしめました。市民に開かれた市民活動の場として、今後男女共同市民活動の場として発展していくでしょう。それを先導する拠点は市役所にあらねばなりません。市長・市議会により推進される市政＝市民の生き方は市役所の中で企画市民の日々に反映されます。その市役所からなぜそれを司る課が外に出されるのですか。課題の共有市政の基本であり、その機会均等はすべての基本であると思います。</p>  | ①        |   |
| 73   | 22 |       |       | 男女共同参画課・女性活躍推進課のアミカスへの移転は総合的な企画調整機能を退化させるのではないか。 | <p>項目名（総合的な企画調整機能）</p> <p>（意見）</p> <p>「男女共同参画課・女性活躍推進課をアミカスに移転」案は目的とする総合的な企画調整機能を退化させると思う。理由・ジェンダーギャップ指数が年々下降している今、さらに総合的俯瞰的に庁内全部局と共働して施策を推進しなければ問題解決は遠のく。アミカスの活性化は大切ではあるが、局所的な解決にしかない。各部局との日常的接触でリーダーシップを取って欲しい。</p>  | ①        |   |

| 意見番号 | 頁  | 施策の方向 | 具体的施策 | 意見の要旨  | 意見全文   | 意見に対する対応 | 意見に対する考え方  |
|------|----|-------|-------|--|--|----------|--|
| 83   | 22 |       |       | アミカスの機能強化には賛成だが、男女共同参画課及び女性活躍推進課のアミカスへの移転には納得できない。 | 項目名（総合的な企画調整機能）<br>（意見）<br>アミカスを拠点施設として総合的な企画や情報提供ができる施設に機能強化することは賛成です。しかし男女共同参画課や女性活躍推進課をアミカスへ移転することで機能強化ができるとは思えません。アミカス館長が主管部長と兼務であることの問題点はあると思います。ジェンダー主流化を進め、条例に基づく男女共同参画基本計画を総合的効率的に推進するためには、国の男女共同参画局が内閣府に置かれているように福岡市の男女共同参画推進の主管部署も福岡市政全般に影響力のある本庁に置かれるべきで、市民局ではなくむしろ総務企画局に移すほうがより有効ではないかと思っています。本庁からアミカスに主管課を移すということは、本庁から男女共同参画が消える？エレベーターにのっても男女共同参画が目には留まることはなくなります。到底納得できるものではありません。 | ①        | 男女共同参画課及び女性活躍推進課のアミカスへの移転につきましては、各種事業を実施する場であり、市民の皆様が来館されるアミカスにおいて、総合的な企画調整機能を担う両課が、事業の実施状況やニーズを的確に把握することにより、関係部署との連携を図りながら、効果的な事業への改善や新たな事業の創出へとつなげるなど、今後の福岡市における男女共同参画を一層推進することを目的としたものです。<br>他部局との共働や連携、調整などにつきましては、市長を会長とする庁内の推進組織である、男女共同参画推進協議会により、効果的かつ総合的な施策の実施に努めるとともに、直接の面談、電話、メールなどに加え、Web会議も活用するなど一層の充実を図りながら、男女共同参画部一体となって、しっかりと取り組んでまいります。 |
| 106  | 22 |       |       | 男女共同参画課・女性活躍推進課のアミカスへの移転について、疑問視・反対する人がいる。         | 項目名（総合的な企画・調整機能）<br>本庁にある参画課・推進課のアミカスへの移転については、疑問視・反対する方がいるのですが…。  | ①        |  |
| 110  | 22 |       |       | 男女共同参画課・女性活躍推進課のアミカスへの移転の見直しを希望する。                 | 項目名（総合的な企画調整機能）<br>福岡市の男女共同参画推進のためには、男女共同参画課・女性活躍推進課が庁内にある事が望ましいと考えます。<br>移転の見直しを希望します。  | ①        |  |
| 111  | 22 |       |       | 男女共同参画課・女性活躍推進課のアミカスへの移転に反対である。                    | 項目名（総合的な企画調整機能）<br>男女共同参画課、女性活躍推進課をアミカスに移転することには反対です。北九州市のムーブや久留米市のエールピアなどに比し、アミカスはその事業が男女共同参画推進のため市民に協力・指導する力が弱いように感じられます。<br>アミカスの強化という点は賛同しますが、そのために主管課を移転というのは論点がずれ、アミカスに移転することによって本庁の中で男女共同参画推進の力がそがれるのではないかと考えられます。  | ①        |  |
| 116  | 22 |       |       | 男女共同参画課・女性活躍推進課は従来どおり本庁舎内に置いてほしい。                  | 項目名（総合的な企画調整機能）<br>企画立案と実践課題とその成果の把握は常に大所高所の立場から行うことが必要で男女共同参画課・女性活躍推進課は強力な市長の牽引力のもとで密接に果敢に仕事を続ける為にもアミカスではなく市庁舎に従来通り設置することが望ましいと思います。  | ①        |  |



| 意見番号 | 頁  | 施策の方向 | 具体的施策 | 意見の要旨  | 意見全文   | 意見に対する対応 | 意見に対する考え方  |
|------|----|-------|-------|--|--|----------|--|
| 121  | 22 |       |       | 男女共同参画課及び女性活躍推進課のアミカスへの移転の見直しを希望する。                        | 項目名（総合的な企画調整機能）<br>男女共同参画課・女性活躍推進課は、庁内にあつてこそ、他部局との共働が緊密に行われ機能的な連携が図られ、他部局の実施する企画に企画立案の段階から男女共同参画の視点を取り入れることができます。国では内閣府に男女共同参画局を置いて男女共同参画推進の強化を図っています。福岡市に於いても、男女共同参画課・女性活躍推進課は市長に近い部局に置き、市長のリーダーシップの下、先進的取り組みが進められることを期待します。<br>依つて、移転の見直しを希望します。   | ①        | 男女共同参画課及び女性活躍推進課のアミカスへの移転につきましては、各種事業を実施する場であり、市民の皆様が来館されるアミカスにおいて、総合的な企画調整機能を担う両課が、事業の実施状況やニーズを的確に把握することにより、関係部署との連携を図りながら、効果的な事業への改善や新たな事業の創出へとつなげるなど、今後の福岡市における男女共同参画を一層推進することを目的としたものです。<br>他部局との共働や連携、調整などにつきましては、市長を会長とする庁内の推進組織である、男女共同参画推進協議会により、効果的かつ総合的な施策の実施に努めるとともに、直接の面談、電話、メールなどに加え、Web会議も活用するなど一層の充実を図りながら、男女共同参画部一体となって、しっかりと取り組んでまいります。 |
| 122  | 22 |       |       | 男女共同参画課及び女性活躍推進課のアミカスへの移転に反対である。                           | 男女共同参画課と女性活躍推進課をアミカスに移転させるとなっていますが、反対します。今まで通り、役所の中に、おいてください。  | ①        |  |
| 123  | 22 |       |       | 男女共同参画課及び女性活躍推進課のアミカスに移転すると、市民局の中の男女共同参画部の存在が薄れていくのではないかと。 | 項目名（総合的な企画調整機能）<br>男女共同参画課・女性活躍推進課がアミカスに移転すれば、市民局の中の男女共同参画部の存在が薄れていくように感じます。<br>今、日本は内閣府に男女共同参画局を置いて、男女共同参画推進を図っています。<br>国連もSDGsで男女平等を謳っています。<br>福岡市におかれましても、他の市に先んじて男女共同参画局を作って頂き、市長と共に先進的な市としての歩みを進めていけたらと思います。  | ①        |  |
| 124  | 22 |       |       | 男女共同参画課及び女性活躍推進課は引き続き本庁舎内においてほしい。                          | 項目名（総合的な企画調整機能）<br>福岡市の男女共同参画課・女性活躍推進課は、福岡市のすべての施策が男女共同参画の視点をもって推進されるように推進本部としての機能を持つところだと思います。今回の計画で、アミカスに移転すると聞き、大変驚いております。<br>飯塚市でも福岡市と同じように、男女共同参画課は本庁にあり、男女共同参画推進センターは別の場所に位置しています。<br>男女共同参画の視点は、どの課にも必要なものだと考えます。<br>職員の女性の登用、審議会の女性の登用、DVの問題、貧困の問題など、他の課と連携することがとても大切です。<br>ぜひ、男女共同参画の視点ももてる自治体であるために、他の課と連携しやすい本庁においてください。<br>飯塚市は保健センターが、別の場所にあり、保健師が子育て支援課、生活支援課、障がい福祉課、高齢福祉課などと連携するのが大変だと聞きます。<br>ぜひ、本庁に男女共同参画課と女性活躍推進課を本庁におくよう、要望します。 | ①        |  |

| 意見番号 | 頁  | 施策の方向 | 具体的施策 | 意見の要旨  | 意見全文  | 意見に対する対応 | 意見に対する考え方   |
|------|----|-------|-------|--|---|----------|---|
| 129  | 22 |       |       | 男女共同参画課及び女性活躍推進課のアミカスへの移転見直しを求める。              | <p>項目名（総合的な企画調整）<br/>男女共同参画課、女性活躍課をアミカスに移転するという案の見直しを求めます。</p> <p>男女共同参画課・女性活躍推進課は、福岡市のあらゆる施策が男女共同参画の視点を持って推進されるように、男女共同参画基本計画に基づき企画立案、調整し、総合的な見地から諸施策を着実に推進していく推進本部という重要な役割があります。ジェンダーの主流化という国連をはじめ、先進国の趨勢に我が国は後れを取っています。国の第5次計画ではGGIが123位にとどまる日本の課題が明記されています。福岡市が国に先立つ模範的な取り組みを進めるために、他部局の実施する施策に企画立案の段階から男女共同参画の視点を取り入れ、ジェンダーの主流化を庁内で図ってください。本庁を離れることは、これを困難にしますので、見直しを求めます。</p> | ①        | <p>男女共同参画課及び女性活躍推進課のアミカスへの移転につきましては、各種事業を実施する場であり、市民の皆様が来館されるアミカスにおいて、総合的な企画調整機能を担う両課が、事業の実施状況やニーズを的確に把握することにより、関係部署との連携を図りながら、効果的な事業への改善や新たな事業の創出へとつなげるなど、今後の福岡市における男女共同参画を一層推進することを目的としたものです。</p> <p>他部局との共働や連携、調整などにつきましては、市長を会長とする庁内の推進組織である、男女共同参画推進協議会により、効果的かつ総合的な施策の実施に努めるとともに、直接の面談、電話、メールなどに加え、Web会議も活用するなど一層の充実を図りながら、男女共同参画部一体となって、しっかりと取り組んでまいります。</p> |
| 130  | 22 |       |       | 男女共同参画課及び女性活躍推進課のアミカスへの移転に反対である。               | <p>項目名（総合的な企画調整）<br/>5行目 「企画立案部門である男女共同参画課、女性活躍推進課をアミカスに移転するなど」とありますが、男女共同参画課、女性活躍推進課の移転には反対です。</p> <p>男女共同参画課・女性活躍推進課は、庁内にあり、他課他部局と連携を図り、男女共同参画の施策を進める重要な役割があります。</p> <p>男女共同参画課・女性活躍推進課の移転は、しないでください。</p>   | ①        |   |
| 74   | 23 |       |       | 七区男女協について、本庁内の担当課と直結し、各区の自治協と連携・共働する組織になってほしい。 | <p>項目名（自治協議会等との連携・共働）<br/>（意見）<br/>校区の男女共同参画協議会が各区の自治協の下部組織になって以来、活動が形骸化したことをひしひしと感じてきた。発足時のように七区女性協は本庁内の担当課と直結した組織でありつつ、各区の自治協と連携・共働する組織になって欲しい。</p>   | ②        | <p>P23 ② 自治協議会等との連携・共働</p> <p>男女共同参画が地域に広く浸透し校区が男女共同の視点に立って運営されるためには、男女共同参画推進活動が自治協議会全体の取組みに広がっていくことが重要であり、今後とも、七区男女共同参画協議会や自治協議会との連携を図ってまいります。</p>   |
| 107  | 23 |       |       | 全国セミナーへの参加のために予算の増額をしてほしい。                     | <p>項目名（国・県等との連携）<br/>・全国セミナー（NWE C・全国女性会議）等への参加を。そのためにも予算の増額をしてほしい。</p>   | ①        | <p>国立女性会館（NWE C）等の男女共同参画セミナーには、これまでも男女共同参画部の職員が参加しております。</p> <p>予算の確保につきましては、各局・区の裁量で確保しております。</p>  |

3. 基本目標 1

| 意見番号 | 頁  | 施策の方向 | 具体的施策 | 意見の要旨   | 意見全文  | 意見に対する対応 | 意見に対する考え方   |
|------|----|-------|-------|---|---|----------|---|
| 2    | 27 | 1     | 1     | 「小中学生向け男女平等副読本の作成・活用」の事業名について、「目標値を定めた」と追記してほしい。          | 下線部挿入<br>○小中学生向け男女平等副読本の作成・ <u>目標値を定めた</u> 活用   | ①        | 第3次計画においては、事業ごとに担当課において目標を設定し進行管理・評価を行っており、小中学生向け男女平等副読本については、活用率100%を目標値として設定しております。第4次計画においても、活用率向上に向けて、目標値を定めてしっかりと取り組んでまいります。   |
| 22   | 27 | 1     | 1     | 男女平等副読本の活用について内容の充実を求める。また、主催者教育・人権教育を基礎に置いた平等教育を実践してほしい。 | 項目名（男女平等教育の推進）<br>（意見）<br>男女平等副読本の活用については、具体的な成果目標をたて、実践と検証が必要だと思う。モデル授業なども取り入れ、生育環境で知らないうちに形成されたアンコンシャスバイアスを是正できるように、内容の充実を求める。<br>また、主催者教育・個人尊重の人権教育を基礎に置いた平等教育を実践してほしい。「家族の一員としての役割を果たし」と書かれているが、「社会を支える一員として自立をするための」家庭科教育の充実ではないかと思う       | ①        | 第3次計画においては、事業ごとに担当課が目標を設定し進行管理・評価を行うこととしており、男女平等副読本については、活用率100%を目標値として取組みを行っております。<br>第4次計画においても、アンコンシャスバイアス及び固定的性別役割分担意識の解消に向けて、市民局と教育委員会が連携し、副読本の活用のほか、中学生向け出前セミナー等の取組みを行ってまいります。<br>児童生徒に最も身近な社会である家族の一員として、家族や地域の人々と協働し、よりよい生活の実現に向けて生活を工夫し創造しようとする実践的な態度を養う家庭科教育の充実を図ってまいります。 |
| 44   | 27 | 1     | 1     | 男女平等副読本について、できるだけわかりやすく活用しやすいよう作成してほしい。                   | 項目名（学校教育における男女平等教育の推進）<br>小・中学生向けの副読本の作成・活用とありましたが、出来るだけ読みやすく絵などを取り入れてわかりやすく作成してほしいと思います。字だけでは読みませんし、学校のホームルームの時間や、自習時間などに活用出来たら望ましいと思いました。みんなで読み、考えて発言しながら意識していく事を学べたら副読本の利用価値もありますし、活字離れしている現状ですがクラス全員で読み、一人ひとりが考えて、活発な意見交換が出来る本であってほしいと思います。 | ①        | 小学生向け副読本「はらっぱ」は平成30年度、中学生向け副読本「わたしらしく生きる」は平成29年度に改訂しており、時代に合わせた内容にイラストを修正するなどの変更をしております。<br>特に小学生向け副読本については、学校からも概ね使いやすいという意見であり、今後も社会情勢の変化や学校からの意見等を踏まえ、よりわかりやすく親しみやすい内容となるよう必要に応じて改訂を検討してまいります。   |

| 意見番号 | 頁  | 施策の方向 | 具体的施策  | 意見の要旨   | 意見全文   | 意見に対する対応 | 意見に対する考え方  |
|------|----|-------|--------|---|--|----------|--|
| 62   | 27 | 1     |        | <p>施策の方向1「男女平等教育の推進」において、啓発の対象を大学生に限定していることに疑問を感じる。</p>         | <p>項目名（男女平等教育の推進）<br/>『大学生を対象に』とか『大学生向け啓発セミナー』とありますが、なぜ大学生に限定するのでしょうか？同じ年頃の専門学校生はどうでもいいのでしょうか？平等教育と言いながら平等ではありませんね。「専修学校や各種学校は、学校教育法第1条には規定されていないものの、学校教育法の中に規定があるため、学校教育として扱われている」と書いてありますよ。また高校生についてはまったく触れられていません。<br/>同じページの上の方には『就職を迎える大学生を対象にした』と書いてありますが、下の方は就職を迎える大学生向けに啓発セミナーをするという文章構成にはなっていませんがおかしくないですか。<br/>そもそも就職を迎えるのは高校生も専門学校生も同じです。なぜ大学生に限定するのでしょうか？というか就職云々関係なく啓発すべきでは。</p> <p>変更案<br/>ページ上の方<br/>『就職を迎える大学生を対象とした』→『高校生・大学生・専門学校生をはじめとする学生を対象にした』<br/>下の方<br/>『大学生を対象に』→『高校生・大学生・専門学校生をはじめとする学生を対象に』<br/>『大学生向け啓発セミナー』→『学生向け啓発セミナー』</p> <p>義務教育ではなく誰もがいけるわけでもない大学生だけを対象にして税金を使うのは不平等です。</p> | ③        | <p>ご意見を踏まえ以下のとおり修正します。<br/>P27</p> <p>○施策の方向1<br/>「就職を迎える大学生等」を「大学生等」<br/>○「1 学校教育における男女平等教育の推進」<br/>「大学生を対象に」を「大学生等を対象に」<br/>○事業名<br/>「大学生向け啓発セミナー」を「学生向け啓発セミナー」</p>  |
| 84   | 27 | 1     |        | <p>男女平等副読本の活用については、より具体的な成果目標を立てた検証が必要ではないか。</p>                | <p>項目名（男女平等教育の推進）<br/>（意見）<br/>男女平等副読本の活用については、より具体的な成果目標を立て、実践と検証が必要だと思います。今最も必要なジェンダー平等教育は、個人を尊重する人権教育や、主権者教育、性教育ではないかと思います。</p>   | ①        | <p>第3次計画においては、事業ごとに担当課において目標を設定し進行管理・評価を行っており、小中学生向け男女平等副読本については、活用率100%を目標値として設定しております。第4次計画においても、活用率向上に向けて、目標値を定めてしっかりと取り組んでまいります。</p>   |
| 108  | 27 | 1     | 1<br>2 | <p>市立高校、私立の学校、大学に関する男女平等教育はどうなっているのか。また、校長や園長に対して研修をしているのか。</p> | <p>項目名（男女平等教育の推進）<br/>・私学・高校・大学については、どうなっているのか？<br/>・校長・園長に対する研修は？</p>   | ①        | <p>私立の学校、大学における男女平等教育の重要性は理解しており、大学生等を対象に、男女共同参画に関する理解を深めるための啓発セミナーを実施してまいります。<br/>現在実施している中学生を対象とした出前講座（セミナー）を市立高校まで拡大することについては、高校のカリキュラムの都合上難しい状況ですが、地域型保育事業所、幼稚園型認定こども園、公立保育所の保育士等を対象として「保育所職員等研修」、新任教頭を対象として「新任教頭研修」、教職員を対象として「男女平等教育研究会」を実施し、男女平等教育を推進しております。</p> |

| 意見番号 | 頁        | 施策の方向 | 具体的施策 | 意見の要旨   | 意見全文   | 意見に対する対応 | 意見に対する考え方   |
|------|----------|-------|-------|---|--|----------|---|
| 112  | 27       |       |       | 教職員の研修の強化と副読本の利用を推進し、学校生活全ての面での男女平等が実現できるようにしてほしい。教員の育休取得も促進すべき。また、幼児期の教育・保育所等の職員への研修も強化すべきである。 | 項目名（男女平等教育の推進）<br>真の男女平等社会実現のためには教育は大きな役割を果たすと考えられます。学校教育においては人権を基本に教職員の研修の強化、副読本の利用を推進し、学校生活のすべての面での男女平等が実現できるようにしてもらいたい。ロールモデルとしての教員（男・女）の育休の推進も望みます。<br>また、就学前の幼児期にも男女役割意識が植え付けられる現状があるので、幼児期の教育・保育所などの職員への研修にもっと力を注ぐべきだと考えます。                                      | ①        | 男女平等教育については、教職員や保育士等の教育者に対する研修を実施するとともに、小・中学生向け副読本の活用率向上のため、中学生向け出前セミナーで副読本を活用するなどの取り組みを行っており、引き続き子どもの発達段階に応じた教育を行ってまいります。<br>また、教職員の育児休業取得の推進につきましては、福岡市特定事業主行動計画に基づき、仕事と家庭の両立支援の推進に取り組んでおり、女性教職員の育児休業取得率については100%となっております。男性教員の育児休業取得率については、近年は若干ではあるものの、増加傾向にあります。引き続き、同計画に基づき職員の育児休業取得の促進に向けて取り組んでまいります。<br>幼児期の教育、保育所などの職員への研修につきましては、性別などによる固定的な意識を植え付けることがないように、保育の実施に際して留意が必要であり、市が実施する研修等でも取り上げております。今後も保育士等の啓発に係る研修等を継続してまいります。 |
| 118  | 27       | 1     | 1     | 一人ひとりの違いを尊重し合う教育を行ってほしい。性教育もその観点から工夫してほしい。  | 項目名（学校教育における男女平等の教育の推進）<br>「男」と「女」に単純に二分できないことがわかってきていますので、人間は一人一人みな違い、その違いを尊重しあいみとめあう。いわば人間平等教育を行ってほしいと思います。性教育も、みんなが同じ場で「生(せい)の教育」として受けられるように工夫してほしいです。  | ①        | 男女共同参画は、「一人ひとりが、性別にかわりなく個性や能力を十分に発揮できる社会」の実現を目指しており、小中学校において男女平等教育を実施しています。<br>「一人ひとりの違いを尊重し合う教育」につきましては、性教育の特別活動等で、自己や他者の個性を尊重するとともに、相手を思いやり、望ましい人間関係を構築することなどを指導しております。   |
| 119  | 27       | 1     | 1     | こどもの発達心理や発達の特徴や、家庭科などの教科を男女一緒に学習するようにしてほしい。また、性被害にあったときなどの相談窓口をSNSなどで公的に発信してほしい。                | 項目名（学校教育における男女平等教育の推進）<br>子供に対して虐待から死に至る事例があとを絶ちません。乳児→幼児→学齢児と成長する中で発達心理や年齢による発達の特徴などを家庭科や他の分野でも男女いっしょに学ぶようお願いいたします。「躰だと考えてやりました」とか「言うことを聞かないのでやってしまった」とかは許されないことです。無知のままて親になることの怖さを感じます。<br>高校生までのうちに、性被害にあたり、無知のままて望まない妊娠をしてしまったときの緊急のかけこみ処を記した情報を公的にSNSなどで知らせてください。 | ①        | これからも家庭科などの教科を男女一緒に学習するとともに、男女が共に家族の一員として役割を果たし、家庭を築いていくことの重要性を認識し、生活に必要な知識・技能を習得させるため、家庭科教育の充実を図ります。<br>なお、産前・産後母子支援センター「こももティエ」では、若年層も含め、特に支援を要する妊産婦に対してホームページやSNSを活用した情報発信を行い、電話やSNSを通じて相談を受け付けています。   |
| 126  | 27<br>28 | 1     |       | 学校において性教育をきちんと行ってほしい。   | 項目名（学校教育における男女平等教育の推進）<br>性教育をきちんとしたものにしてほしい。大月書店「これからの男の子たちへ」を副読本としておすすめします。  | ①        | 性教育は、学習指導要領に基づき、性に関して正しく理解し、適切な行動をとれるようにすることを目的に、学校教育活動全体を通して指導しております。  |

| 意見番号 | 頁        | 施策の方向 | 具体的施策 | 意見の要旨   | 意見全文  | 意見に対する対応 | 意見に対する考え方   |
|------|----------|-------|-------|---|---|----------|---|
| 120  | 28       | 2     | 5     | 公民館における男女共同参画の取組みの推進が伝わってきていない。                           | 項目名(公民館における取組の推進)<br>学習の場の提供や共同参画のとりくみが私達にわかってないことがまず問題。<br>ゴキブリ忌避のホウ酸団子づくり、いろんなクラフト作り、廃油を利用した石鹸づくり、どこかに研修に行く等しか知りません。男女共同参画とどうつながるのか不明です。  | ①        | 公民館では、料理教室や工作教室など、男女共同で取り組める学習機会の提供のほか、男女共同参画の推進に関する講演会なども開催しております。引き続き、地域における男女共同参画の取組みを支援してまいります。   |
| 85   | 28<br>29 | 2     | 6     | 調査・研究において、ジェンダー統計が必要であり、評価結果を分析評価し、具体的な施策に反映させる必要がある。     | 項目名(男女共同参画推進センター等からの啓発・学習の全市的展開)<br>(意見)<br>6. 調査・研究が掲げられていますが、市民意識調査も、企業の実態調査もジェンダー統計が必要です。いずれも調査結果を分析評価し、公表して現状と課題を明らかにし、具体的な施策に反映させる必要があります。   | ①        | 第4次基本計画については、「市政に関する意識調査」や「福岡市女性活躍推進に関する事業所等実態調査」の調査結果について、性別、年代別の経年比較の分析を行い、現状や課題等の把握したうえで策定しております。  |
| 86   | 28<br>29 | 2     | 7     | 男女共同参画に関する広報と情報提供については、国際的な情報の収集・発信が不可欠であり、追記してほしい。       | 項目名(男女共同参画推進センター等からの啓発・学習の全市的展開)<br>(意見)<br>7. 男女共同参画に関する広報と情報提供については、ジェンダー平等に向けた、国内の関係法令だけでなく、国連や世界的な潮流など国際的な情報の収集・発信が不可欠なので追加記入して頂きたい。  | ①        | P32「13 国際理解・交流の推進」に記載しておりますが、今後もアミカス図書室での各種資料の収集や諸外国の状況をテーマとする講座の実施により、情報提供や学習機会の提供に努めてまいります。   |
| 87   | 28<br>29 | 2     |       | 大学との連携及び企業との連携も事業として追記してほしい。                              | 項目名(男女共同参画推進センター等からの啓発・学習の全市的展開)<br>(意見)<br>8と9の間に大学との連携および企業との連携も追加してもらいたい。  | ①        | 大学との連携については、P27「1 学校教育における男女平等教育の推進」において、大学生等若年世代を対象にした啓発セミナーを実施することとしております。<br>企業との連携については、P31「12 男女共同参画の視点に立った防災事業」において、防災をテーマに多様性について考える企業向け研修を、引き続き実施することとしております。 |
| 88   | 28<br>29 | 2     | 8     | 市民団体・NPO等との連携・共働の項目において「共働」に関する記述がない。具体的な「共働」の実践が必要ではないか。 | 項目名(男女共同参画推進センター等からの啓発・学習の全市的展開)<br>(意見)<br>8. 市民団体・NPO等との連携・共働が掲げられていますが、企画公募や活動支援、ネットワークづくりだけで、「共働」については何も書かれていません。男女共同参画は、行政と市民グループとの共働なしには進まないと思います。NPOを男女共同参画審議会の委員にいれるとか、市民グループ活動支援事業参加団体の意見を聞いて課題別に共同企画をするなどの具体的な「共働」の実践が必要です。 | ①        | アミカスでは、「市民グループ活動支援事業」などをおして、市民団体、NPO等との連携・共働に努めてまいります。  |
| 89   | 28<br>29 | 2     | 9     | 「9 報道機関との連携」について、積極的に連携を進めてほしい。                           | 項目名(男女共同参画推進センター等からの啓発・学習の全市的展開)<br>(意見)<br>9. 事業名にラジオ番組「こころのオルゴール」が書かれていますが、それだけでなく、現在マスコミ各社がジェンダー平等に向けての取り組みや広報を行っています。その内容を市民に分かり易く提供したり、報道関係者と協働の事業を行うなど積極的に連携を推めることで全市民への啓発が進むと思います。   | ①        | 報道関係者との連携や啓発については、市民の男女共同参画への理解や意識の向上に効果的であることから、今後、取組みについて検討してまいります。   |

| 意見番号 | 頁        | 施策の方向 | 具体的施策 | 意見の要旨                                      | 意見全文  | 意見に対する対応 | 意見に対する考え方  |
|------|----------|-------|-------|--|---|----------|--|
| 90   | 28<br>29 | 2     |       | アミカスにおいてオンラインの環境整備とICTアクセスを支援する事業を行ってほしい。  | 項目名（男女共同参画推進センター等からの啓発・学習の全市的展開）<br>（意見）<br>その他 アミカスのデジタル化社会に対応できる環境整備と事業実施について<br>テレワークやオンライン化が進むなど、コロナ禍で一気にICT化が進んでいます。<br>アミカス施設内でオンライン対応できる環境をまず作ってほしい。またICT活用の研修や就業支援を実施してほしい。<br>11月28日にあすばるで開催された男女共同参画フォーラム2020の広報リーフレットに、基調講演と前日祭の動画が視聴できる会場が掲載されていましたが、北九州市や、久留米市の男女共同参画センターでは視聴できたのにアミカスは会場になっていませんでした。それは環境整備ができていないからだったのでしょうか？早急に対応できる環境整備と女性のICTへのアクセスを支援する事業実施を希望します。 | ①        | アミカスは、インターネット環境は未整備ですが、今後利用者のご意見・ご要望を踏まえ、整備の必要性について検討してまいります。<br>なお、アミカスでは起業を目指す女性を対象としたSNS等に関するセミナーやパソコン講座などを実施しており、今後も女性の技術習得を支援してまいります。                         |
| 3    | 29       | 1     |       | 具体的施策に「大学機関との連携」を追加してほしい。                  | 新項目<br>8 市民団体 9 報道機関 の間に挿入<br>大学機関との連携  | ①        | 第4次計画においては、P27「1 学校教育における男女平等教育の推進」において、企業やNPO等多様な主体と連携しながら広く大学生等若年世代を対象とした啓発セミナーを実施することとしております。また、P23「(3) 多様な主体との連携・共働」の連携先として教育機関が含まれており、必要に応じて、大学とも連携して実施いたします。 |
| 23   | 29       | 2     | 8     | アミカスにおいて、実行性のある市民グループ等との共働を実践してほしい。        | 項目名（市民団体・NPO等との連携・共働）<br>（意見）<br>企画公募やネットワークづくりの支援は書かれているが、「共働」については、表題に挙がっているだけで拠点施設アミカスでの具体的な取り組みや、方針決定・推進への共働の記述がない。男女共同参画の推進は、行政と市民グループ等との共働なしには進まないと思う。男女共同参画審議会の委員にNPOをいれるとか、課題別に市民団体と共同企画をするなど、実効性のある「共働」を実践してほしい。   | ①        | アミカスでは、「市民グループ活動支援事業」などをおして、市民団体、NPO等との連携・共働に努めてまいります。   |
| 4    | 30       | 3     | 11    | 「各区・校区全体における、男女共同参画の取り組みの強化」という事業を追加してほしい。 | 新施策の設定<br>○各区・校区全体における、男女共同参画の取り組みの強化   | ②        | 地域における男女共同参画意識の浸透と活動支援については、P30「10 地域の主体性を尊重した男女共同参画の推進～」「11 自治協議会等を中心とした～」において、福岡市男女共同参画週間（みんなで参画ウィーク）や各校区の男女共同参画協議会等の活動支援など、広く男女共同参画意識の啓発を推進してまいります。             |

| 意見<br>番号 | 頁  | 施策<br>の方向 | 具体<br>的施策 | 意見の要旨   | 意見全文   | 意見に<br>対する<br>対応 | 意見に対する考え方   |
|----------|----|-----------|-----------|---|--|------------------|---|
| 69       | 30 | 3         |           | 地域や学校等で多くの場合女性が担っている役割について、具体的な活動状況の把握と男性の参画促進を支援してほしい。               | 地域や学校等で多くの場合女性が担っている役割(町内会、子供会、PTA等)が男性と共働化していく必要がある。具体的な活動状況の把握と、男性の参画促進を啓発・支援してほしい   | ①                | 地域における男女共同参画の推進については、地域における諸団体の長への参画状況調査等により状況把握に努めるとともに、出前講座や地域における男女共同参画推進活動の支援などにより、幅広く意識啓発に取り組みます。  |
| 5        | 31 | 4         | 12        | 「福岡市防災会議への女性委員の参画拡大」という事業を追加してほしい。                                    | 新施策の設定<br>○福岡市防災会議への女性委員の参画拡大  | ②                | 政策・方針決定過程には、女性をはじめとする多様な視点の反映が必要と考えており、福岡市防災会議への女性委員の参画拡大も含め、P64「50 審議会等への女性の参画促進」において取り組んでまいります。   |
| 6        | 32 | 5         | 13        | 「国連が提唱する「持続可能な開発目標」(SDGs)の、特に第5目標の「ジェンダー平等」に向けた取り組みの強化」という事業を追加してほしい。 | 新施策の設定<br>○国連が提唱する「持続可能な開発目標」(SDGs)の、特に第5目標の「ジェンダー平等」に向けた取り組みの強化   | ②                | 福岡市では、「福岡市総合計画」に基づく施策の推進により、SDGsの達成に取り組んでおります。<br>第4次計画では、目標5の「ジェンダー平等」に向けた諸施策に取り組むこととしております。<br>施策の方向5「国際理解・交流の推進」については、「男女共同参画講座(諸外国の状況をテーマとするもの)」において取り組んでまいります。 |
| 91       | 32 | 5         |           | 施策の方向5「国際理解・交流の推進」においてSDGsへの取り組みを大きく打ち出して全庁的に進めるべきではないか。              | 項目名(国際理解・交流の推進)<br>(意見)<br>「男女平等に関する国連の動向や、諸外国の女性の状況などについて、市民理解を深めるため、情報提供や学習機会の提供に努めます」とありますが、国際都市をめざす福岡市として、SDGsへの取り組みを大きく打ち出して全庁的に進めるべきと考えます。 | ②                |   |



4. 基本目標2（施策の方向1：DV基本計画該当分）

| 意見番号 | 頁             | 施策の方向 | 具体的施策 | 意見の要旨  | 意見全文   | 意見に対する対応 | 意見に対する考え方   |
|------|---------------|-------|-------|--|--|----------|---|
| 57   | 36            | 1     |       | <p>施策の方向の名称を「配偶者等からの暴力被害者の支援及び暴力の防止」へ変更してはどうか。暴力の未然防止だけでは不十分である。</p>                                     | <p>項目名（配偶者等からの暴力被害者の支援及び暴力の未然防止）</p> <p>①上記の(5)①と同じことで、理由も同じですが、項目名は「配偶者等からの暴力被害者の支援及び暴力の防止」の方がいいと考えます。未然防止だけではダメです。</p>   | ①        | <p>既存の暴力を抑止する対策として言及されている加害者対策については、DV加害者には自らがDV加害を行っている認識がないことが多いため、加害者が更生プログラムの受講に至るには、裁判所から加害者にプログラムの受講を命じる受講命令などの法的な枠組みの整備が必要だと思われます。</p> <p>① 現在、我が国の裁判所命令は被害者の保護命令しかなく、受講命令の枠組みがないため、加害者対策については国による加害者更生プログラムの検討状況や法的な枠組みの整備などの動向を注視しながら、関係機関と連携した支援のあり方について検討してまいります。</p>  |
| 58   | 36            | 1     |       | <p>「被害者の立場に立ち、相談対応から保護、自立まで切れ目のない支援に取り組みます」を「被害者の立場に立ち、相談対応から保護・自立、加害者対策など多様なニーズに応えます」という記載に変えてはどうか。</p> | <p>項目名（配偶者等からの暴力被害者の支援及び暴力の未然防止）</p> <p>②(5)②と同じようなことですが、「◆被害者の立場に立ち、相談対応から保護、自立まで切れ目のない支援に取り組みます」を「◆被害者の立場に立ち、相談対応から保護・自立、加害者対策など多様なニーズに応えます」に変えた方がいいと考えます。</p> <p>今のDV対策には加害者対策がなく、相談から保護・自立に至るという支援の道筋しかないのが最大の欠陥です。</p> <p>加害者が精神的暴力を含めて暴を振るわなくなり、別居や離婚の必要がなくなるのが、多くの被害者が望む、ベストな道筋です。それが難しい時に、別居や離婚があるのです。加害者が精神的暴力を含めて暴力を振るわなくなるという希望を捨て去れない限り、被害者は別居・離婚に積極的になれません。そして、被害者は可能性がなくことを信じているわけではなく、暴力を止めたいと思っている加害者もいます。被害者だけでなく、加害者にもケアが必要です。女性の3分の1と加害者からのニーズがあるのですから、福岡市は加害者更生プログラムを含めた加害者対策を用意する必要があります。</p> | ①        | <p>言及されている加害者対策については、DV加害者には自らがDV加害を行っている認識がないことが多いため、加害者が更生プログラムの受講に至るには、裁判所から加害者にプログラムの受講を命じる受講命令などの法的な枠組みの整備が必要だと思われます。また、暴力を止めたいと思っている加害者についても同様に、プログラムを受講していくうちに途中で受講を中止（ドロップアウト）する加害者が出る可能性があるため、やはり法的な枠組みの整備が必要だと思われます。</p> <p>① 現在、我が国の裁判所命令は被害者の保護命令しかなく、受講命令の枠組みがないため、加害者対策については国による加害者更生プログラムの検討状況や法的な枠組みの整備などの動向を注視しながら、関係機関と連携した支援のあり方について検討してまいります。</p>   |
| 92   | 36<br> <br>38 |       |       | <p>政令市独自の「福岡市性暴力根絶条例」を制定し、性犯罪根絶に向けた取組の具体化をしてほしい。また、デートDVに関する教育が全校で実施できるよう推進してほしい。</p>                    | <p>項目名（あらゆる暴力が根絶されるとともに、誰もが安心して暮らせる社会）</p> <p>（意見）</p> <p>今年5月から全面施行された福岡県性暴力根絶条例に基づき被害者支援や性犯罪防止教育が進められるようになりましたが、政令市である福岡市も性犯罪の多発、女性や子どもの被害者が多い、10代の妊娠中絶者が全国的に見てもずば抜けて多いなどの現実を直視すると、政令市独自の「福岡市性暴力根絶条例」を制定し、性犯罪根絶に向けた取組の具体化や予算化を進めることは急務だと考えます。</p> <p>そして、性暴力による被害者も加害者も生まないために、中高生や若者層へのデートDVに関する教育は重要かつ喫緊の課題です。このことについて、全校実施に向けて、数値目標を立てて、着実に実施、推進してほしい。</p>  | ①        | <p>本市は福岡県性暴力根絶条例第16条の規定による協議・検討の場(福岡県性暴力対策会議)に委員として参加しており、今後も県や県警察と連携しながら性暴力根絶に向けた取組を推進してまいります。</p> <p>性教育は、学習指導要領に基づき、性に関して正しく理解し、適切な行動をとれるようにすることを目的に、学校教育活動全体を通して指導しております。また、県と連携をして、性暴力根絶等に関する教育活動を実施していくことを検討しております。</p> <p>将来的にDVの被害者・加害者を生まないためには若年層からDV予防教育を行うことが重要であるため、学校と連携しながら中学生や高校生世代の子ども達にデートDV防止教育を行っております。実施校の拡大については市長部局と教育委員会が連携をはかりながら進めてまいります。</p> |

| 意見番号 | 頁                    | 施策の方向            | 具体的施策                | 意見の要旨   | 意見全文  | 意見に対する対応 | 意見に対する考え方  |
|------|----------------------|------------------|----------------------|---|---|----------|--|
| 68   | 36<br> <br>39        | 1                |                      | 若い男性や現役世代が広く学ぶの機会を継続的に得られるようにしてほしい。                             | 項目名（配偶者等からの暴力被害者の支援及び暴力の未然防止）<br>現状、圧倒的に不足しているのは男性の認識。特に、20～50代の若い男性や現役世代が広く学ぶの機会を継続的に得られるようにしてほしい。   | ①        | 将来的にDVの被害者・加害者を生まないためには若年層からDV予防教育を行うことが重要であるため、学校と連携しながら中学生や高校生世代の子ども達にデートDV防止教育を行っております。<br>また、配偶者等からの暴力防止に関する講座・講演会の開催や市政だよりやホームページ等を活用した広報、啓発により、若い男性や現役世代がDV防止について学ぶ機会を今後も設けてまいります。   |
| 1    | 36<br>41<br>45<br>51 | 1<br>2<br>5<br>1 | 14<br>22<br>30<br>38 | アミカス相談室で総合相談を受け付けているが、「女性の生き方」に関する相談の記載がない。また、メールでの相談も検討してほしいか。 | アミカス相談室では総合相談として、いろいろな相談を受けておられますが、計画の中には「女性の生き方」に関する相談の記載がありません。<br>また、福岡県のあすばる相談室では電話、面接による相談に加え、メール相談もされています。<br>時間内の電話や面接による相談が難しい場合もありますので、計画の中にアミカス相談室でのメールの実施を記載し、実施に向けて検討していただきたいと思っております。                    | ③        | ご意見を踏まえ、以下のとおり修正します。<br>P28「3 男女共同参画推進センターにおける男女共同参画に関する啓発・学習及び相談の充実」<br><br>2 具体的施策の内容の追加<br>○人間関係の悩みや、生き方、性格、労働、貧困など幅広い相談に応じるために相談機能の充実・強化を図ります。<br><br>3 事業名の追加<br>○アミカス相談室における相談<br><br>メール相談の実施につきましては、アミカス相談室は相談者の気持ちに寄り添って悩みを一緒に考えることをベースにしており、メールでは声や表情・感情のやりとりができないため実施しておりません。 |
| 45   | 37                   | 1                | 15                   | DV被害者のためのシェルターの充実と自立に向けたプログラムは重要である。まずは各区にシェルターを設置してほしい。        | 項目名（保護体制の充実）<br>DV被害者の方達は、今自分がおかれている状況から一刻も早く逃げたいと思っているのではと思うとシェルターを確実に確保してほしいと思っております。民間支援団体との連携は、非常に大切だと思っております。シェルターの充実と自立に向けてのプログラムは重要だと思っております。まずは、各区にシェルターを置いてほしいと願っております。（あるのかもしれませんが、確実に保護して欲しい為に意見させて頂きました。） | ①        | DV被害者の安全を守るためにシェルターの設置についての詳細な情報は公開しておりませんが、DV被害者のためのシェルターの充実のために民間支援団体に対する経済的な支援も含め、連携をはかっております。<br>DV被害者の自立に向けてのプログラムについては、統一されたプログラムは実施していませんが、被害者及び同伴の子どもが安全で安心して生活できるよう、住居、就業、法的制度、心理的ケアなどの施策について情報提供や支援を行っております。   |

| 意見番号 | 頁  | 施策の方向 | 具体的施策 | 意見の要旨  | 意見全文  | 意見に対する対応 | 意見に対する考え方   |
|------|----|-------|-------|--|---|----------|---|
| 41   | 38 | 1     | 17    | デートDVに関して調査を行うべき。また、講演会等で子ども達にDVに関する知識を身につけさせるべきではないか。   | 項目名（配偶者等からの暴力防止に向けた意識啓発）<br>デートDVに関して。中高生同士の恋愛が当たり前となった現代において、デートDVに関して慎重かつ大規模に調査を行うべきである。本計画ではあまりにデートDVの問題を軽んじている。多感な時期である子供達にとって、恋愛に関する悩みは保護者や教師に相談しにくい。子供達同士で解決しようにも学校という狭いコミュニティに所属する者達にとってはハードルが高く、恋愛経験の未熟な中高生にとってはもはや当人達ですら事の異常性に気づかないリスクもある。講演会やアンケートなどの手段を用い、子供達にもDVに関しての知識を身につけさせるべきではないか。 | ①        | 性教育は、学習指導要領に基づき、性に関して正しく理解し、適切な行動をとれるようにすることを目的に、学校教育活動全体を通して指導しております。また、県と連携をして、性暴力根絶等に関する教育活動を実施していくことを検討しております。<br>将来的にDVの被害者・加害者を生まないためには若年層からDV予防教育を行うことが重要であるため、学校と連携しながら中学生や高校生世代の子ども達にデートDV防止教育を行っております。<br>また、福岡市「青少年の意識と行動調査」ではデートDVについての理解度などを問う調査項目を中学生・高校生等を対象として調査しており、中学生や高校生世代の子ども達の置かれている状況や意識を把握しながらデートDV防止教育の推進に生かしてまいります。 |
| 59   | 38 | 1     | 17    | 「配偶者等からの暴力防止に向けた意識啓発」を「配偶者等からの暴力防止に向けた支援」に変更し、加害者対策の具体的施策が検討されるべきである。また、DVとセクハラ・パワハラ・いじめ等の加害者対策を取り扱う部署は、一元化したほうが良いと思う。 | 項目名（配偶者等からの暴力防止に向けた意識啓発）<br>「配偶者等からの暴力防止に向けた意識啓発」でなく、「配偶者等からの暴力防止に向けた支援」として、加害者対策の具体的施策についての内容・事業名・担当局が必要です。<br>また、DVとセクハラ・パワハラ・いじめ等の加害者対策を取り扱う部署は、一元化したほうが費用対効果が良いと考えます。<br>「国・自治体・民間団体が行う被害者支援及び加害者対策などについて、調査、情報収集を行います」とありますが、各国の情勢についても情報収集すべきでしたし、もう、実行に移す時期です。                               | ①        | 加害者対策については、DV加害者には自らがDV加害を行っている認識がないことが多いため、加害者が更生プログラムの受講に至るには、裁判所から加害者にプログラムの受講を命じる受講命令などの法的な枠組みの整備が必要だと思われます。<br>現在、我が国の裁判所命令は被害者の保護命令しかなく、受講命令の枠組みがないため、加害者対策については国による加害者更生プログラムの検討状況や法的な枠組みの整備などの動向を注視しながら、関係機関と連携した支援のあり方について検討してまいります。<br>また、各問題に応じた対応が必要であることから、各担当部署で取組みを進めているところであり、必要に応じて情報交換等を行いながら、引き続き各部署においてしっかりと取り組んでまいります。   |
| 131  | 43 | 3     | 26    | 産前・産後の母子支援事業について、情報提供の方法を検討してほしい。また、誰でも気軽に相談できる「相談窓口」の設置を希望する。   | 項目名（妊娠・出産に関する健康管理の支援）<br>産前・産後の母子支援事業として「妊娠・出産・育児」まで切れ目のない支援はとても大切だと思います。支援を必要としている人のところにキチンと届くように情報提供の方法をしっかりと考えてほしいと思います。<br>せっかくの制度なので利用する人にとって利用しやすいものにしてほしい。そこで、誰でも気軽に相談できる「相談窓口」の設置を希望します。そこに相談すれば、しっかりと話をきいてもらえてどんな支援を受けられるのかわかり、支援の窓口に導いてもらえるような、そんな相談窓口を作って欲しいです。                          | ①        | 各区保健福祉センターに子育て世代包括支援センターを設置し、妊娠期から子育て期までの各種相談に応じ、必要なサポートを行っています。<br>また、特に支援を要する妊産婦に対しては、産前・産後母子支援センター「こももティエ」がホームページやSNSを活用した情報発信を行い、電話やSNSを通じて相談を受け付けています。<br>今後とも、関係機関と連携しながら、妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援に努めてまいります。  |

5. 基本目標2（施策の方向2～4：DV基本計画を除く）

| 意見番号 | 頁             | 施策の方向 | 具体的施策 | 意見の要旨   | 意見全文   | 意見に対する対応 | 意見に対する考え方  |
|------|---------------|-------|-------|---|--|----------|--|
| 24   | 36<br> <br>43 |       |       | 性暴力根絶条例の制定、性犯罪根絶に向けた取組みの具体化を進めてほしい。                     | <p>項目名（あらゆる暴力が根絶されるとともに、誰もが安心して暮らせる社会）<br/>（意見）<br/>今年5月から全面施行された福岡県性暴力根絶条例に基づき被害者支援や性犯罪防止教育が進められるようになったが、政令市である福岡市の性犯罪の多発、女性や子どもの被害者が多い現実を踏まえ、「福岡市性暴力根絶条例」を制定し、性犯罪根絶に向けた取組の具体化や予算化を進めることが急務と考える。そして、性教育・性犯罪防止教育を幼少期から実践することが重要だと思う</p>  | ①        | <p>本市は福岡県性暴力根絶条例第16条の規定による協議・検討の場（福岡県性暴力対策会議）に委員として参加しており、今後も県や県警察と連携しながら性暴力根絶に向けた取組みを推進してまいります。</p> <p>性教育は、学習指導要領に基づき、性に関して正しく理解し、適切な行動をとれるようにすることを目的に、学校教育活動全体を通して指導しております。また、県と連携をして、性暴力根絶等に関する教育活動を実施していくことを検討しております。</p> |
| 35   | 36<br> <br>43 |       |       |   | <p>項目名（あらゆる暴力が根絶されるとともに、誰もが安心して暮らせる社会）<br/>（意見）<br/>福岡県では、「福岡県性暴力根絶条例」が制定・施行されたことに基づき、性暴力の定義が示され、被害者支援や加害者更生、性犯罪防止教育などが積極的に進められるようになりました。一方県内の政令指定都市である福岡市では、性犯罪が多発し、DVや児童虐待も増加し、女性や子どもの性被害者はまだまだ潜在的に多く存在していると思われまます。10代の妊娠中絶件数の多さも心が痛みます。市独自の「福岡市性暴力根絶条例」を制定し、性犯罪根絶に向けて、予算を確保し、取組を強化することが急務だと考えます。そして、子どもたちが性と生殖に関する正しい情報を知り、安全に安心して健康に生活できるように、性教育・性犯罪防止教育を幼少期から実践することが重要だと思います。</p>   | ①        |  |
| 60   | 40<br>41      | 2     |       | セクハラ対策に関して、加害者対策が不十分である。各相談機関での相談を追跡調査し、離職率等を見える化してほしい。 | <p>項目名（セクシュアル・ハラスメント等及び性犯罪の防止）<br/>DVと同じで加害者対策がありません。また、実態調査に乏しく評価方法も確立していません。相談を進めていますが、セクハラ被害を法的に訴えたものはほとんど辞めている、会社に相談しても数年以内に辞めているという話を聞きます。被害者の多くは辞めるために被害を訴えているのではありません。働き続けたいから、加害者を何とかしてくれと、訴えているのです。相談が離職を招いているとすれば、本末転倒です。</p> <p>事業所を含めた各相談機関での相談を追跡調査して、改善率、被害者と加害者の離職率を出して、いかに被害者が辞めているかを見える化してください。被害者には退職勧奨もありますし、被害者の多くは非正規なので、直近の更新時は更新されても、その後いろいろ理由をつけて更新されないケースがあります。加害者を異動させないばかりか、被害者が異動を希望しても認めず追い詰められて離職するケースもあります。加害者と被害者を一緒にしない、というのは被害者が働き続けるために非常に大切なポイントですが、あまり配慮されていません。</p> <p>事業所の相談担当者には二次被害するどころか、退職に追い込む適材でない人がいます。事業所の相談担当者やセクハラ加害者を再教育する定期的な講座が必要です。被害者が働き続けられるということが、セクハラに対する企業対応の適切さを示す指標とすれば、加害者教育を行い、被害者が働き続けられるよう環境整備をするなど適切な対応を取るようになるのではないのでしょうか？</p> | ①        | <p>ハラスメント対策については、「ふくおか女性活躍NEXT企業 見える化サイト」において、セクハラ相談窓口の設置を含めた企業の取組みを見える化し、また、ハラスメント防止に向けた啓発や情報を周知しているところでございます。職場におけるセクシュアル・ハラスメントの防止措置は事業主に義務付けられていることから、関係機関と連携し、社内方針の明確化や相談体制の整備など、企業への支援をしてまいります。</p>                      |

| 意見番号 | 頁  | 施策の方向 | 具体的施策 | 意見の要旨  | 意見全文   | 意見に対する対応 | 意見に対する考え方   |
|------|----|-------|-------|--|--|----------|---|
| 7    | 41 | 2     | 23    | 「性暴力対策アドバイザー」養成講座」「ジェンダーの視点に基づく性犯罪防止キャンペーン」という事業を追加してほしい。                          | 新施策の設定<br>○「性暴力対策アドバイザー」養成講座<br>○ジェンダーの視点に基づく性犯罪防止キャンペーン   | ①        | 本市は福岡県性暴力対策会議の委員として、教育・啓発、被害者支援、加害者対策の実施状況を踏まえた施策の協議、検討に参加しており、「性暴力対策アドバイザー派遣事業」についても本市における実施に向けて県及び市教育委員会と検討を進めているところであります。<br>ジェンダーの視点に基づく性犯罪防止キャンペーンにつきましては、今後、性暴力被害者支援センター・ふくおか等関係機関と「性犯罪の加害者も被害者も生まない」広報・啓発について協議を行い、性犯罪防止啓発事業の中でジェンダーの視点を踏まえた取組みを検討してまいります。 |
| 8    | 42 | 3     | 24    | 「青少年に対する支援、意識啓発」の具体的施策の内容について、「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康と権利）の視点から」という文言を追加してほしい。 | 下線部挿入<br>○・・・思春期の子どもが正しい保健やリプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康と権利）の視点から性に関する・・・  | ①        | 施策の実施にあたっては、リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康と権利）にも配慮してまいります。   |
| 64   | 42 | 3     | 24    | 人権の視点からの性教育が手薄な印象があり、より包括的な性教育についても取り入れてほしい。                                       | 項目名（青少年に関する支援、意識啓発）<br>「正しい性知識などに関する学習機会」とありますが、事業としてあげられている性感染症予防対策、ティーンエイジャー教育（福岡市子ども施策関連事業一覧では「ティーンエイジャー教室」は「将来親となるために必要な保健知識の学習機会を提供することで母性・父性の健全育成を図る」とあります）だけでは、人権の視点からの性教育という面が手薄な印象を受けます。リプロダクティブ・ヘルスの観点に立った、より包括的な性教育についても取り入れていただきたいと考えます。 | ①        | 施策の実施にあたっては、リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康と権利）にも配慮してまいります。<br>性教育は、学習指導要領に基づき、性に関して正しく理解し、適切な行動をとれるようにすることを目的に、学校教育活動全体を通して指導しております。また、県と連携をして、性暴力根絶等に関する教育活動を実施していくことを検討しております。   |
| 65   | 42 | 3     | 25    | 社会的な重要性だけでなく、人権の観点から母性の保護が必要だという認識を広めてほしい。   | 項目名（母性の社会的な重要性に関する認識の浸透）<br>「次世代に生命を受け継ぐという」社会的な重要性だけでなく、人権の観点から母性の保護が必要だという認識を広めていただきたいと考えます。   | ①        | 施策の実施にあたっては、人権の観点にも配慮してまいります。   |
| 113  | 42 | 3     | 24    | 学校のトイレの男子トイレを個別化してほしい。   | 項目名（青少年に対する支援、意識啓発）<br>福岡市の中学校の制服は男女どちらでも選べるようになりました。<br>学校のトイレも男子のトイレを個別化して男女どちらかで悩まずに済むよう進めてください。  | ①        | 福岡市立の学校におきましては、男女ともに使用出来る多目的トイレを整備しております。<br>今後も、すべての児童生徒が快適で安心してトイレを使用できるよう、トイレの整備に取り組んでまいります。   |

| 意見番号 | 頁        | 施策の方向 | 具体的施策 | 意見の要旨  | 意見全文  | 意見に対する対応 | 意見に対する考え方   |
|------|----------|-------|-------|--|---|----------|---|
| 127  | 42       |       |       | コンビニ等から成人雑誌を撤去してほしい。   | 子どもの頃から男女平等の意識を確立していく為にもコンビニ等から成人雑誌を撤去してほしい。男子の意識改革をはばむものだと思うから。  | ①        | 本市では、福岡県青少年健全育成条例に基づき、毎年、市内のコンビニエンスストア等への立入調査を実施し、有害図書の区分陳列、店員が容易に監視できる場所への配置、青少年へ販売等行っていないか等の調査、指導を行っております。今後とも立入調査を実施し、有害環境への対応に取り組めます。   |
| 25   | 42<br>43 | 3     | 25    | 生涯にわたる女性の健康にとって、妊娠出産に関する自己決定権は重要である。「母性の社会的重要性」という文言が女性役割を押し付けているように感じる。 | 項目名（生涯にわたる健康支援）<br>（意見）<br>女性の人権にとって重要な、リプロダクティブヘルス&ライツ（性と生殖に関する健康と権利）の概念について言及されていない（国の計画には明記されている）。生涯にわたる女性の健康にとって、妊娠出産に関する「自己決定権」はとても大事だと思う。<br>42ページ25「母性の社会的重要性に関する認識の浸透」とあるが、「妊娠出産機能を持つ女性に対する差別や抑圧をなくし、妊娠・出産を自らの意志で選択した場合、仕事や生活が安心して継続できるように支援する」という主旨にすべきではないか。「母性の社会的重要性」とは何を意味するのか？「女性は健康を保持し若いうちにちゃんと子を産みなさいよ」と言っているようで、女性役割を押し付けているように感じる。   | ③        | ご意見を踏まえ、以下のとおり修正します。<br>P42 施策の方向3 生涯にわたる健康支援<br>1 4行目～<br>◆市民や企業に対し、母性の保護の重要性について広く啓発を行うとともに、妊産婦に対する健康診査や育児不安の高い時期の相談支援など、出産前から出産後まで一貫した保健サービスの充実を図ります。<br><br>2 「25 母性の保護の重要性に関する認識の浸透」<br>具体的施策の内容の修正<br>○市民や企業に対して、母性の保護の重要性についての認識を広く浸透させる啓発を行います。 |
| 36   | 42<br>43 | 3     | 25    |  | 項目名（生涯にわたる健康支援）<br>（意見）<br>女性の人権にとって重要な、リプロダクティブヘルス&ライツ（性と生殖に関する健康と権利）の概念について言及されていません。（国の計画には明記されています）。生涯にわたる女性の健康にとって、妊娠出産に関して「自己決定できる権利」はとても重要です。<br>42ページ25「母性の社会的重要性に関する認識の浸透」とありますが、「妊娠出産機能を持っている女性に対する差別や抑圧をなくし、妊娠・出産を自らの意志で選択した場合、仕事や生活が安心して継続できるように支援します」という内容にするべきだと思います。「母性の社会的重要性」とは何を意味するのでしょうか？「女性は子どもを産む社会的役割があるので、若いうちに出産できるよう健康管理をなささい」と言っているようで、産む性としての女性役割を押し付けているように感じます。 | ③        |   |
| 66   | 43       | 3     | 26    | 不妊治療と仕事の両立支援や啓発などではなく、不妊治療に対する助成そのものは男女共同参画の計画にはそぐわないのではないかと考えます。        | 項目名（妊娠・出産に関する健康管理の支援）<br>不妊治療への助成と男女共同参画との関連が不明です。導入分でも特に説明がなく、唐突な印象を受けます。不妊治療と仕事の両立支援や、子どもがいない人に周囲が心ないことを言わないような啓発などなら分かりますが、不妊治療に対する助成そのものを関連事業として盛り込むことは男女共同参画計画にはそぐわないのではないかと考えます。  | ①        | 個人が将来のライフデザインを描き、妊娠・出産等についての希望を実現することができるようにすることは、男女共同参画社会に資すると考えており、不妊治療に対する経済的支援についても計画に盛り込むこととしております。  |

| 意見番号 | 頁  | 施策の方向 | 具体的施策 | 意見の要旨  | 意見全文  | 意見に対する対応 | 意見に対する考え方  |
|------|----|-------|-------|--|---|----------|--|
| 75   | 43 | 3     | 26    | 産前・産後母子支援事業が設けられたことは評価する。メンタル面でのサポート機関も増やしてほしい。        | 項目名（妊娠・出産に関する健康管理の支援）<br>（意見）<br>「妊娠・出産期から、切れ目のない支援」として産前・産後母子支援事業が設けられたことは評価します。<br>事業が増えることは良いのですが、困難な状況にある人が、相談すれば、ひとつの窓口からの確かな支援に行きつくようにすることが必要です。<br>コロナ禍で孤立した子育てなどで産後うつが増えることも予想されます。メンタル面でのサポート機関も増やして欲しいです。 | ①        | 妊娠期につきましては、母子健康手帳交付時にすべての妊婦と面談を行い、保健師の家庭訪問など必要な支援につなげております。<br>出産後については、助産師等がすべての家庭を訪問する「乳児家庭全戸訪問事業」、授乳指導や育児相談などを行う「産後ケア事業」などを実施しております。<br>また、令和3年1月からは産後うつの予防などを目的に、出産後間もない時期の産婦が医療機関等で受ける産婦健康診査を実施しており、健診の結果、支援が必要な場合は、医療機関など関係機関と連携した支援を行ってまいります。 |
| 49   | 44 | 4     |       | 施策の方向4「性の多様性が尊重される環境づくり」について、第4次計画ではより具体的に示されており評価したい。 | 項目名（性の多様性が尊重される環境づくり）<br>このとりくみは重要だと思います。<br>第3次にもふれられていたと思いますが、より具体的に施策として示されています。評価します。   | ①        | 今後とも、性の多様性が尊重される社会の実現に向け、性的マイノリティ当事者等に対する支援や市民・企業等に対する教育・啓発の充実に努めてまいります。   |
| 9    | 46 | 5     | 31    | 「家族では支えきれない認知症の増加に向けた施設の増設と専門家の育成の調査・検討」という事業を追加してほしい。 | 新施策の設定<br>○家族では支えきれない認知症の増加に向けた施設の増設と専門家の育成の調査・検討   | ③        | ご意見を踏まえ、以下のとおり修正します。<br>P46「31 高齢者、障がい者等が安心して暮らすための支援」<br>1 具体的施策の内容の修正<br>○単身高齢者、認知症の人及び障がい者等への生活支援体制を充実させるため、高齢者施設の整備、成年後見制度の活用促進、高齢者及び障がい者虐待や消費者被害の防止に関する諸制度の活用による支援を進めます。<br><br>2 事業名の追加<br>○特別養護老人ホーム等施設整備費助成事業                                |

6. 基本目標3

| 意見番号 | 頁              | 施策の方向 | 具体的施策    | 意見の要旨  | 意見全文   | 意見に対する対応 | 意見に対する考え方  |
|------|----------------|-------|----------|--|--|----------|--|
| 26   | 49<br>50<br>51 | 1     |          | ワーク・ライフ・バランスを実現する上で制度や環境の整備は重要であり、市、特に教育現場での率先垂範に期待する。                             | 項目名（ワーク・ライフ・バランスの推進）<br>（意見）<br>意識啓発・広報だけでなく、具体的な目標設定と実践・検証が必要である。福岡市男性職員及び市内小中学校男性教員の育児休業を一定期間義務付けるなど思い切った施策を実行し、男性の育児休業取得を当然のものとしていく環境整備を望む。ワーク・ライフ・バランスの実現には、男性の長時間労働の解消と女性の安定雇用が最大の課題でありその鍵は男性が育児・家事を主体的に担う制度や環境の整備にかかっていると思われる。市の率先垂範に期待する。特に教育現場での男性教員の育休取得は、男女平等教育の効果も大きいと考える。  | ①        | 福岡市特定事業主行動計画において、具体的な数値目標や取組みを定め、男性職員の家事育児参画の促進に取り組んでおり、男性職員の育児休業取得率は増加傾向にあります。男性教員の育児休業取得率については、近年は若干ではあるものの、増加傾向にあります。引き続き、同計画に基づき教員を含む職員のワーク・ライフ・バランスの実現に向けて取り組んでまいります。 |
| 37   | 49<br>50<br>51 | 1     |          |  | 項目名（ワーク・ライフ・バランスの推進）<br>（意見）<br>意識啓発・広報だけではなく、具体的な目標を設定して施策を実施し、結果を検証していく事が必要だと思います。例えば、福岡市男性職員及び市内小中学校男性教員に育児休業を一定期間義務付けるなど思い切った施策が効果的だと思います。女性だけではなく、男性が当たり前に育児休業を取れるような環境整備が必要です。<br>ワーク・ライフ・バランスを実現するには、男性の長時間労働を解消し、女性が安全に安心して働き続けられる安定雇用が最大の課題です。その鍵は男性が育児・家事を主体的に担う制度や環境の整備にかかっていると思われます。福岡市の職員に対する率先垂範に期待します。特に教育現場での男性教員の育児休業取得が日常化すれば、生きた男女平等教育という効果も大きいと考えます。 | ①        |  |
| 10   | 50             | 1     | 36<br>37 | 「管理職全員がイクボス宣言するなど、男性職員の家事・育児・介護等への参画促進」「男性教員への50%など目標値を定めた育児休業の取得促進」という事業を追加してほしい。 | 新施策の設定<br>○管理職全員がイクボス宣言するなど、男性職員の家事・育児・介護等への参画促進<br><br>新施策の設定<br>○男性教員への50%など目標値を定めた育児休業の取得促進   | ①        | 福岡市特定事業主行動計画に基づき男性職員の家事育児参画の促進に取り組んでおり、男性職員の育児休業取得率は増加傾向にあります。男性教員の育児休業取得率については、近年は若干ではあるものの、増加傾向にあります。国が示す男性職員の育児休業取得率30%を踏まえ、必要な施策を検討しながら取組みを進めてまいります。                   |
| 42   | 50             | 1     | 37       | 過重労働の現場でよりワーク・ライフ・バランスへの意識が求められるべきであり、より直接的な介入をするべき。                               | 項目名（男性への意識啓発と、家庭や地域活動への参加促進）<br>ワーク・ライフ・バランス推進講座に関して<br>ワーク・ライフ・バランス推進講座を受講するような人材、企業はもう既に業務に関して一定の余裕があるのではないか。過重労働の現場（いわゆるブラック企業）に置いてワーク・ライフ・バランスへの意識が求められるべきである。より直接的な介入をするべきである。  | ①        | 事業所等に対し、ワーク・ライフ・バランスの推進のため、セミナーの開催や取組みを支援するとともに、企業の法令順守を監督・指導を所管する国（福岡労働局）等と連携し、企業に対する啓発に努めてまいります。   |



| 意見番号 | 頁  | 施策の方向 | 具体的施策 | 意見の要旨  | 意見全文  | 意見に対する対応 | 意見に対する考え方  |
|------|----|-------|-------|--|---|----------|--|
| 11   | 52 | 2     | 39    | 「多様なニーズに対応した保育サービス等の充実」の具体的施策の内容について、「待機（未入所）児童の解消を最優先し」という文言を追加してほしい。 | 下線部挿入<br>○保育需要に的確に対応するため待機（未入所）児童の解消を最優先し、多様な・・・  | ①        | 多様な保育ニーズに対応し、待機児童を解消するため、保育所等の新設や増改築、企業主導型保育事業や幼稚園の活用などにより提供体制の確保を図っているところであり、今後とも、多様な手法により保育所等の整備に取り組んでまいります。 |
| 76   | 52 | 2     | 39    | 子育てコンシェルジュについて、保育園の情報提供だけでなく、子育ての悩みなどについて支援につなげてくれる窓口になってほしい。          | 項目名（多様なニーズに対応した保育サービス等の充実）<br>（意見）<br>47ページの「配偶者がいる家庭の役割分担」では、主に家事を担っていると回答した女性が約8割と、女性に偏っている現状がみられます。<br>ライフワークバランスをとるためにも、また、ワンオペ育児に陥らないためにも、男女の意識改革と地域のサポートが必要です。<br>コロナ禍で、家族内の環境にも変化がみられます。<br>子育てコンシェルジュが、保育園などの情報提供だけでなく、子育てで困ったときや悩みを相談したいときに、的確に支援につなげてくれる、よりどころとなる窓口となることを期待します。 | ①        | 子育て支援コンシェルジュは、個々のニーズに合った教育・保育の利用ができるよう、保護者への情報提供や相談・支援を行っております。<br>今後とも、子育て相談機能の充実に向け取り組んでまいります。               |
| 132  | 52 | 2     | 39    | 子育てコンシェルジュが保育園の情報提供だけでなく、子育て全般の相談に応じることができるような窓口になってほしい。               | 項目名（多様なニーズに対応した保育サービス等の充実）<br>共働き世帯が増える状況下で、安心して働くことができる、多様な保育環境の整備が早急に必要だと感じています。<br>子育てコンシェルジュが保育園の情報提供だけでなく子育て全般の相談に応じることができるような窓口となることを望みます。  | ①        | 子育て支援コンシェルジュは、個々のニーズに合った教育・保育の利用ができるよう、保護者への情報提供や相談・支援を行っております。<br>今後とも、子育て相談機能の充実に向け取り組んでまいります。               |

7. 基本目標 4

| 意見番号 | 頁  | 施策の方向 | 具体的施策 | 意見の要旨                                    | 意見全文  | 意見に対する対応 | 意見に対する考え方   |
|------|----|-------|-------|--|---|----------|---|
| 93   | 55 |       |       | 女性活躍に関するデータをどのように活用しているのかわかりやすくしてほしい。    | 項目名（働く場において女性が能力を発揮して活躍できる社会）<br>（意見）<br>女性活躍推進法によって福岡市は「ふくおか女性活躍ネクスト企業 見える化サイト」を事業として展開し、「採用に占める女性の割合」「平均勤続年数又は採用10年前後の継続雇用率」「育児休業取得率」「月平均残業時間」「年次有給休暇取得率」「女性管理職の割合」などのデータを市は持っていると思います。しかしどのように活用しているのかわかりません。ジェンダー統計を活用し、企業の規模別、業種別などのデータを整理し、女性の働きやすさの度合いや女性管理職比率を公表し、認定企業を表彰するなど事業所における男女共同参画を推進してもらいたい。 | ①        | 「ふくおか女性活躍NEXT企業 見える化サイト」は、求職者等への参考となるように、また企業における女性活躍や働き方改革が一層進むよう、取り組む企業のPRにつなげ支援するための事業とし、企業を登録認定しております。<br>なお、福岡市女性活躍推進に関する事業所等実態調査において実態を把握、公表し、今後の取組支援に繋げてまいります。   |
| 114  | 55 |       |       | 女性の子育て・介護の負担を減らす具体的な努力目標を立ててほしい。         | 項目名（働く場において女性が能力を発揮して活躍できる社会）<br>昇進したいと考える、考えないかを男と女の差のように書いてありますが子育て、介護は主に女性が引き受けさせられているのが現実です。負担が減れば仕事でのキャリアアップに気持ちを向けることができますと思います。福岡市として女性の子育て介護の負担を減らす具体的な努力目標を（日程・数字）お願いします。  | ①        | 女性が活躍する上で環境を整えることは非常に重要であると認識しており、P19「参考指標」として「乳幼児の父親・母親の1週間の家事・育児時間」を設定し、男性の行動変容に繋がるよう取組みを進めてまいります。  |
| 128  | 55 |       |       | 正規での雇用につく女性を増やす取組みを、目標をもって行ってほしい。        | 項目名（働く場において女性が能力を発揮して活躍できる社会）<br>女性が活躍できる社会を望むけれど、働く場において、非正規率は〇%なのか。<br>正規職員の昇進も大事だけれど、コロナ禍で解雇・減収と経済のすきまの中で雇用の弁のような立場におかれている女性の多いこと！<br>その視点からも目標をもって、正規職員率をあげるとりくみを！  | ①        | 女性に向けたキャリア形成支援や資格・技術の向上など意識啓発を含んだ支援を行うとともに、国や県など関係機関と連携し、就職に向けた支援を行ってまいります。   |
| 12   | 57 | 1     | 44    | 「働くあなたのガイドブック」の発行」の事業名について、「活用」を追記してほしい。 | 下線部挿入<br>○「働くあなたのガイドブック」の発行と活用  | ①        | 「働くあなたのガイドブック」の活用は重要であり、福岡市内の全ての高等学校、短大、大学、専門学校に必要な部数を配布し、学生指導に活用いただいているほか、アミカスを含めた福岡市の施設における配布や事業実施の際の配布、国や県など関係機関が行う事業実施の際の配布を行っており、積極的な活用を行っております。<br>「働くあなたのガイドブック」の発行という事業名は、このようなガイドブックの積極的な活用を含めたものとして用いておりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。 |

| 意見番号 | 頁  | 施策の方向 | 具体的施策 | 意見の要旨   | 意見全文  | 意見に対する対応 | 意見に対する考え方  |
|------|----|-------|-------|---|---|----------|--|
| 27   | 57 | 1     | 42    | テレワークの問題点を把握した上で、多様で柔軟な働き方の普及を推進すべきである。               | 項目名（働く場において女性が能力を発揮して活躍できる社会）<br>（意見）<br>1. テレワーク等の多様で柔軟な働き方の普及について<br>テレワークの利点を踏まえ今後推進されていくと思われるが、デメリットや問題点を把握したうえで、行われる必要があると思う。それは、①女性の多くが非正規雇用であり、ケア労働に携わる女性も多いことから、テレワークできない仕事に多くの女性がついていること。②コロナ禍で明らかになったように、育児とテレワーク（在宅勤務）は両立しないこと。③テレワークは労働時間管理が難しいので、長時間過密労働を招く危険性があること。   | ①        | 多様で柔軟な働き方の普及については、様々な視点からの問題点や課題を踏まえながら、テレワークを始めとした女性活躍推進の取組みを支援してまいります。   |
| 38   | 57 | 1     | 42    |   | 項目名（働く場において女性が能力を発揮して活躍できる社会）<br>（意見）<br>1. テレワーク等の多様で柔軟な働き方の普及について<br>テレワークはその利点を踏まえ、多様で柔軟な働き方として今後推進されていくと思われませんが、デメリットや問題点があることを十分考慮して推進される必要があると思います。次のような課題が考えられます①女性の多くは非正規雇用です。保育・介護・看護など多くのケア労働を女性が担っています。そもそもテレワークに対応できない仕事に多くの女性が就いていることを注視すべきです。②コロナ禍で、育児とテレワーク（在宅勤務）は両立しないことが明らかになりました。（自宅で子育てしながら空いている時間にテレワークできるというのは幻想で、育児も仕事も中途半端になりストレスが増えるばかりです）③テレワークは何時から何時まで働くという、労働時間管理が難しいので、長時間過密労働を招く危険性があります。 | ①        |  |
| 28   | 57 | 1     | 42    | 企業における女性の非正規雇用の割合など実態を明らかにして、具体的な働き方改革等につなげることが必要である。 | 項目名（働く場において女性が能力を発揮して活躍できる社会）<br>（意見）<br>2. 女性活躍推進のためには、「誰一人取り残さない」視点を重視してほしい<br>女性の企業内に占める非正規雇用の割合や賃金格差などの実態を明らかにして（見える化）具体的な働き方改革や待遇改善につなげることが必要だと思う  | ③        | ご意見を踏まえ、以下のとおり修正します。<br>P55 本文 1行目～<br>平成29(2017)年の「就業構造基本調査」における福岡市の25歳から44歳までの女性の有業率は～その後、非正規で就労する女性が多くなっており、働く女性のうち非正規雇用が57.6%を占めています。  |
| 39   | 57 | 1     | 42    |   | 項目名（働く場において女性が能力を発揮して活躍できる社会）<br>（意見）<br>2. 女性活躍推進のためには、「誰一人取り残さない」視点を重視してほしい<br>活躍できる条件のある人の活躍は進んでいるかもしれませんが、困難を抱えている多くの女性達が安心して安全に働くことができない状況があります。<br>女性の企業内に占める非正規雇用の割合や賃金格差などの実態を明らかにして（見える化）具体的な働き方改革や待遇改善につなげることが必要だと思います。   | ③        | P57 「42 企業に対するダイバーシティを見据えた女性活躍推進の取組み支援」<br>具体的施策の修正<br>○企業の経営者などに対し、多様な人材が活躍できる社会に向けて、女性活躍推進の先進取組み事例の紹介や取組むメリットの提案による啓発を行うとともに、さらに企業に見える化を進め、テレワーク等の多様で柔軟な働き方の普及など女性が活躍できる環境を整えます。 |
| 43   | 57 |       |       | 女性活躍に向けた企業への支援を行う前に、女性の意識改革をしなければならないのではないか。          | 項目名（福岡市働く女性の活躍推進計画）<br>女性が社会で活躍できるよう様々な支援を企業に行っていることは分かるが56ページの資料で示されているよう女性の昇進意欲は男性に比べて低いことが分かる。まずはこの意識の改革をしないことにはこの項目で行う取組みは徒労ではないのか。   | ①        | 女性の活躍推進にあたっては、企業側・女性側双方の意識改革を同時に進めていく必要があると認識しており、それぞれに向けた啓発等の支援に取り組んでまいります。   |

| 意見番号 | 頁  | 施策の方向 | 具体的施策 | 意見の要旨  | 意見全文  | 意見に対する対応 | 意見に対する考え方  |
|------|----|-------|-------|--|---|----------|--|
| 46   | 57 | 1     | 42    | 無意識の思い込みについてはすぐに解決できないため、企業のリーダー向けの講演会等が定期的に必要である。企業の中でも取り組みができるようサポートしてほしい。 | 項目名（企業に対するダイバーシティを見据えた女性活躍推進の取組み支援）<br>無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）については、すぐには解決出来る問題ではないので、企業の経営者・リーダー向けの講演会・セミナーは定期的に必要だと思います。<br>企業の中でも取り組みが出来る様にサポートをして頂きたいと思います。出前講座など積極的に取り組める様をお願いします。  | ①        | 企業向けのセミナーの開催や、活用できる情報発信を行うとともに、国や県などの関係機関と連携し企業の取組みを支援してまいります。   |
| 29   | 58 | 1     | 44    | 「働くあなたのガイドブック」について、活用方法の充実を図ってほしい。   | 項目名（働く場において女性が能力を発揮して活躍できる社会）<br>（意見）<br>3. 「働くあなたのガイドブック」の活用について<br>「セクハラ」、「ワーク・ライフ・バランス」、「女性活躍」の3か所に「働くあなたのガイドブック」の発行という事業名が出てくるが、発行したガイドブックがどう活用されて、働く女性の力になり、男女平等に役立つかが重要だと思う。アミカスで行われる就業支援・起業支援などの講座で必ず配布する、高校や大学に提供し、働く人が持っている権利や制度を理解した上で就業できるように、職業教育に役立ててもらおう等の施策が必要だと思う。  | ①        | 「働くあなたのガイドブック」の活用は重要であり、福岡市内の全ての高等学校、短大、大学、専門学校に必要部数を配布し、学生指導に活用いただいているほか、アミカスを含めた福岡市の施設における配布や事業実施の際の配布、国や県など関係機関が行う事業実施の際の配布を行っており、積極的な活用を行っております。<br>「働くあなたのガイドブック」の積極的な活用が図られるよう、引き続きアミカスや福岡市内の高等学校、短大、大学、専門学校などとの連携を行ってまいります。 |
| 40   | 58 | 1     | 44    |  | 項目名（働く場において女性が能力を発揮して活躍できる社会）<br>（意見）<br>3. 「働くあなたのガイドブック」の活用について<br>40ページ「セクハラ」、50ページ「ワーク・ライフ・バランス」、58ページ「女性活躍」の3か所に「働くあなたのガイドブック」の発行という事業名が出ています。発行すること自体が目的ではないはずで、発行したガイドブックがどう活用されて、働く女性の力になり、男女平等に役立つかが重要だと思います。以下2つの活用方法を提案します。<br>① アミカスで行われる就業支援・起業支援などの講座で参加者に配布する。<br>② 高校や大学などに「ガイドブック」を提供し、働く人が持っている権利や制度を理解した上で就業できるように、職業教育に役立ててもらおう。出前講座を実施するのも有意義だと思います。 | ①        |  |

8. 基本目標5

| 意見番号 | 頁             | 施策の方向 | 具体的施策 | 意見の要旨   | 意見全文   | 意見に対する対応 | 意見に対する考え方  |
|------|---------------|-------|-------|---|--|----------|--|
| 13   | 61            |       |       | 審議会の女性参画率、市役所の女性管理職比率は低く、地域の諸団体の長への女性の参画率については有効な指標と言えない。女性の参画率を上げるためには、ポジティブアクションなどの思い切った施策が必要ではないか。 | <p>項目名（あらゆる意思決定過程に男女が共に参画する多様性に富んだ社会）</p> <p>男女共同参画が進んだかどうかを測る大きな指標である、審議会の女性委員の参画率は40%に達していない。市役所の管理職比率が15.5%と低い。特に地域の参画率を22.3%としているが、この数字はあまり意味がない。地域における諸団体の長への参画状況は、毎年発表されているが、自治協議会7.3%、小学校PTA6.9%、中学校PTA1.5%の参画状況はあまりに進展がなすぎ。また、民生委員児童委員は女性の比率は71.2%で片方（女性）の性に偏りすぎている。また、公民館長は、28.6%だが、区によってかなりのばらつきがある。これらの状況を正しく見える化して、ジェンダー平等に近づくためには、分析や、計画に反映できるような正しい数字を公表するべきである。</p> <p>そして、女性（民生委員・児童委員は男性）の参画率を上げるためには、もっと、性別役割分担意識の解消に向けた研修や、取り組みが必要と思われる。</p> <p>計画では、数値目標を上げる。ポジティブアクションや例えばPTAの役員などは長を男女半々にするなどの思い切った施策が必要ではないか。</p> | ①        | <p>審議会における女性委員の参画率は、第3次に引き続き、第4次においても40%を目指すこととしております。</p> <p>市役所の女性管理職比率については、福岡市特定事業主行動計画の目標において、20%を目指すこととしております。</p> <p>地域における諸団体の長への女性の就任比率は、第1次基本計画より地域における女性の参画状況を示す参考指標としているものであり、第4次においても引き続き設定しております。なお、年次報告書において団体ごとに参画率を公表しております。</p> <p>数値目標は、計画期間中に達成すべき目標としてこれまでの取り組み状況や現状を踏まえ設定しております。</p> |
| 30   | 61<br> <br>65 |       |       | 審議会等委員や地域における諸団体の長、管理職の女性の参画状況については、より詳細な調査と分析をした上で有効な改善施策を実施してほしい。                                   | <p>項目名（あらゆる意思決定過程に男女が共に参画する多様性に富んだ社会）</p> <p>（意見）</p> <p>各種審議会・管理職・地域団体の長などへの女性の参画状況は、内訳、企業規模別、行政区や校区别など詳細な実態を明らかにしてもらいたい。その上で問題点を分析し、平均値ではなく個別に格差が大きい分野で、目標値を定めて改善施策を実施してほしい。</p> <p>（例えば、防災会議・小、中学校PTA会長・民生委員児童委員協議会・自治協議会など、女性が非常に少ないところや、女性ばかりに偏っているところを改善し、男女を半数に近づける）</p>  | ①        | <p>審議会等委員の長等の女性の参画促進については、個別に審議会等毎の参画率を公表するとともに、改選前に事前協議を実施する等の取り組みを行っております。</p> <p>また、地域における諸団体の長への女性の参画状況については、内訳を年次報告書で報告するとともに、女性リーダーの育成等、地域における男女共同参画の推進に取り組んでおります。</p>   |
| 33   | 62            |       |       | 市立中学校PTAの長の女性割合は減っており、強化すべきである。   | <p>項目名（地域における諸団体の長への女性の参画状況）</p> <p>（意見）</p> <p>市立中学校PTAの割合は減っている。地域により長は男性にという意識があり、小学校が数校で1つの中学の場合「男性に」という地域の意見が通っているらしい。強化するべきだと思う。</p>   | ①        | <p>PTAを含む地域諸団体における会長など代表者への女性の参画促進につきましては、地域諸団体への働きかけを行うとともに、男女共同参画の必要性を広く市民が共感できるよう、出前講座や地域における男女共同参画推進活動の支援などにより、幅広く意識啓発に取り組めます。</p>   |
| 14   | 64            | 1     | 52    | 「政治分野への女性の参画を目指して人材育成を実施します」という具体的施策、「女性の政治参画セミナー」という事業を追加してほしい。                                      | <p>新施策の設定</p> <p>具体的施策の内容</p> <p>○ 政治分野への女性の参画を目指して人材育成を実施します</p> <p>事業名</p> <p>○ 女性の政治参画セミナー</p>  | ①        | <p>アミカスにおいて、女性が政治や選挙に関心と理解を深めるセミナーを実施しておりますが、今後も他都市の事例等を参考に検討してまいります。</p>  |

| 意見番号 | 頁  | 施策の方向 | 具体的施策 | 意見の要旨  | 意見全文   | 意見に対する対応 | 意見に対する考え方   |
|------|----|-------|-------|--|--|----------|---|
| 77   | 64 | 1     | 52    | 議会において、多様な人材で議会が構成されることを期待する。                          | 項目名（政治分野における女性の参画促進）<br>（意見）<br>新たにこの項目が設けられたことは評価します。<br>議会へのクォータ制導入など、多様な人材で議会が構成されることを期待します。  | ①        | 「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」に基づく、啓発活動や環境整備、人材の育成について、検討してまいります。  |
| 94   | 64 | 1     | 50    | 審議会等への女性の参画率が40%を下回らないよう明記してほしい。                       | 項目名（あらゆる意思決定過程に男女が共に参画する多様性に富んだ社会）<br>（意見）<br>審議会等への女性の参画促進について、第3次計画では審議会委員の女性比率40%の目標が35.3%にとどまったことを真摯に受け止め、各審議会等の委員の割合は男女いずれも40パーセントを下回らないと明記すべきです。審議会等の女性の参加率は全ての審議会を個別に公表して、改善の方法や結果も明らかにしてほしい。           | ①        | 審議会等委員への女性の参画率は、特定の分野で女性の参画が進まない状況もあり、第3次計画の目標達成に至りませんでした。<br>第4次計画におきましても、審議会等や協議会等の個別の参画率を公表するなど、目標達成に向けた取組みを推進してまいります。 |
| 117  | 64 | 1     | 52    | 女性議員の比率を高めることを目標に掲げてほしい。そのために、子育て中の女性議員への保育等の保障が必要である。 | 項目名（政治分野における女性の参画促進）<br>議員の中で女性の比率を高めることを目標のひとつに掲げてほしいと思います。そのためには、子育て中の女性議員がいる場合の保育等の保障が必要になってくると思いますが。   | ①        | 令和2年度に福岡市議会会議規則に規定されている会議欠席の理由に育児、家族の介護を追加しております。   |
| 133  | 64 | 1     | 52    | 「政治分野における女性の参画促進」について、クォータ制の導入などもっと積極的な取組みが必要である。      | 項目名（政治分野における女性の参画促進）<br>もっと積極的な取組が必要だと考えます。議会へのクォータ制の導入など、多様な人材で議会が構成されることを望みます。   | ①        | 「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」に基づく、啓発活動や環境整備、人材の育成について、検討してまいります。  |
| 95   | 64 | 1     | 52    | 「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」ができたことを受け、具体的な施策を実行してほしい。     | 項目名（あらゆる意思決定過程に男女が共に参画する多様性に富んだ社会）<br>（意見）<br>政治分野における女性の参画促進「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」ができて、地方公共団体の責務が明記されています。①実態調査及び情報収集 ②啓発活動 ③環境整備 ④人材の育成 が責務の内容です。したがって女性による模擬議会、議会傍聴ツアー、政治セミナーなどの事業を企画するなど具体的な施策を実行してほしい。 | ①        | アミカスにおいて、女性が政治や選挙に関心と理解を深めるセミナーを実施しておりますが、今後も他都市の事例等を参考に検討してまいります。  |

| 意見番号 | 頁  | 施策の方向 | 具体的施策 | 意見の要旨   | 意見全文  | 意見に対する対応 | 意見に対する考え方  |
|------|----|-------|-------|---|---|----------|--|
| 15   | 65 | 2     | 53    | 「地域における諸団体の長への女性の参画」に自治会長（町内会長）の女性数を掲載してほしい。また、地域役員の改選時に女性の登用を積極的に取り組む旨の文書を発行してほしい。 | 新施策の設定<br>○「地域における諸団体の長への女性の参画」に自治会長（町内会長）の女性数の掲載。<br>（理由としては、自治協議会の会長は、自治会長の中から選出する校区が多いので）<br>○2年に一度の地域役員の改選時に市長名で自治協議会長宛てに女性の登用を積極的に取り組む旨の文書発行の継続  | ①        | 平成30年度自治会・町内会アンケートによりますと、市内の女性自治会長（町内会長）の割合は、12.0%となっております。本市における諸団体の長への女性の就任比率は、第1次計画より参考指標として設定しており、第4次計画においても引き続き設定しております。なお、「ふくおか自治会ミニブック」等を活用し、自治会等への男女共同参画の意識啓発を行っております。<br>また、文書による依頼ではなく、自治協議会等との連携・共働に努めるとともに、女性リーダーの育成に取り組むこととしております。                      |
| 16   | 65 | 2     | 54    | 「公民館職員への研修の義務化」という事業を追加してほしい。   | 新施策の設定<br>○公民館職員への研修の義務化  | ①        | 新任の公民館職員に対しては、男女共同参画の推進をテーマとした研修を毎年実施しております。また、公民館職員が参加する市・各区主催のほか、社会教育等に関する研修において、男女共同参画の推進がテーマの一つに選定される場合もございます。   |
| 96   | 65 |       |       | 「少子・高齢化や単身世帯が増加するなか」という記述について、「共働き世帯」を追記してほしい。                                      | 項目名（地域活動の方針決定過程への女性の参画促進）（意見）<br>◆「少子・高齢化や単身世帯が増加するなか」を「少子・高齢化や共働き世帯・単身世帯が増加するなか」に変更し共働き世帯を追加してほしい。<br>昭和55（1980）年当時男性が主な働き手となる片働き世帯が主流でしたが、平成9年に共働きと専業主婦の家庭の数が逆転し、平成30（2018）年には、共働き家庭は、片働き家庭の約2倍になりました。家族のありようが大きく変わったと言えます。若い世帯では、子育てにかかわる男性の意識も変わりつつあり、地域活動のありようも変わってきています。<br>地域団体の長などへの女性の就任率調査は毎年公表されていますが、自治協議会や小中学校PTAなど地域における男女共同参画が進まないのはなぜなのかを市は調査研究する必要があると思います。地域における男女共同参画を進めるためにどのような事業が取り組まれてきたのかを行政区や校区別に詳細な実態を明らかにしてもらいたい。地域での男女共同を推進するためには、男女共同参画協議会と協働して行事内容、会議の実施方法、役員の決め方など大胆なシステムチェンジが必要と考えます。アミカスや区役所の役割も大きいと思います | ③        | ご意見を踏まえ、下記のとおり修正します。<br>P65 施策の方向2<br>◆少子・高齢化や共働き世帯・単身世帯が増加するなか、地域活動に多様な視点が反映されるよう、地域の諸団体の長への女性の参画を促進します。<br><br>地域における男女共同参画の推進については、地域における諸団体の長への参画状況調査等により状況把握に努めるとともに、出前講座や地域における男女共同参画推進活動の支援などにより、幅広く意識啓発に取り組めます。なお、アミカス及び区役所における取組みについては、P28 施策の方向2に記載しております。 |